

姫路市バリアフリー基本構想 【改定版】

姫路市

目 次

はじめに

第1章 姫路市バリアフリー基本構想策定・改定にあたって	1
1. 基本構想策定の背景と趣旨	1
2. 基本構想改定にあたって	1
3. 基本構想の位置付け	2
4. 基本構想の目標年次	2
5. 姫路市の現況	3
第2章 バリアフリー化の基本理念と基本方針	7
1. バリアフリー化の基本理念	7
2. バリアフリー化の基本方針	7
第3章 重点整備地区の設定及び生活関連施設、生活関連経路の設定	8
1. 重点整備地区設定の考え方	8
2. 重点整備地区の設定	9
3. 重点整備地区の概況	10
4. 重点整備地区の区域及び生活関連施設、生活関連経路の設定	35
第4章 重点整備地区の整備方針と整備メニュー	53
1. 整備の基本方針	53
2. 地区別、車両の整備メニュー	57
第5章 バリアフリーの実現に向けて	77
1. 心のバリアフリーの取り組み	77
2. 基本構想の進行管理	79
3. 重点整備地区以外の地区での取り組み	80
付属資料	81

はじめに

我が国では諸外国に例を見ない速さで少子高齢化が進行しており、65歳以上の人が総人口に占める割合が28%を超える「超高齢社会」の到来により、高齢者や障害者を含めたすべての人が安全で安心して、快適に生活できるまちづくりを実現することが急務となっております。

本市におきましては、平成23年（2011年）に「姫路市バリアフリー基本構想」を策定し、バリアフリー化を推進してまいりましたが、策定から約10年が経過し、昨今の社会情勢や開発状況の変化に対応するため、基本構想の見直しを行い、このたび「JR姫路駅・山陽姫路駅周辺地区」、「JR英賀保駅周辺地区」、「JR網干駅周辺地区」、「山陽電鉄白浜の宮駅周辺地区」及び「山陽電鉄夢前川駅周辺地区」の5駅周辺を重点整備地区とした「姫路市バリアフリー基本構想」の改定版を策定しました。

今後、本基本構想に基づき、基本理念である「だれもが安全で安心して快適に移動できる 共生のまちづくり」の実現に向け、道路や建物などの物理的なバリアフリー化のみならず、心のバリアフリーの推進にも取り組んでまいります。

最後になりましたが、本基本構想の改定にあたり、熱心にご審議いただきました「姫路市バリアフリー基本構想検討懇談会」の皆さまをはじめ、現地調査等において貴重なご意見を頂きました「姫路市バリアフリー調査会議」の皆さま並びに関係者の皆さまに心から感謝申し上げます。

また、市民の皆さまをはじめ関係各位におかれましては、本基本構想の推進に向けて、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和4年（2022年）3月

姫路市長 清元秀泰

第1章 姫路市バリアフリー基本構想策定・改定にあたって

1. 基本構想策定の背景と趣旨

本市では、高齢者、障害者などが自立した日常生活や社会生活ができる社会の実現に向け、平成5年（1993年）10月に施行された兵庫県福祉のまちづくり条例に基づき、福祉・医療施設や物販店など誰もが利用する公益施設等のバリアフリー化に努めるとともに、「JR姫路駅南側周辺」、「JR姫路駅北側周辺」など12地区を「福祉のまちづくり重点地区」として、建築物はもとより、道路、公園等を対象とした面的な整備を進め、バリアフリーのまちづくりを進めてきました。

また、国において、建築物のバリアフリー化を進めるため、平成6年（1994年）9月に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」という。）が施行され、平成12年（2000年）11月には、公共交通機関や旅客施設などのバリアフリー化を総合的かつ計画的に推進するため「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という。）が施行されました。

本市では、この交通バリアフリー法に基づき、平成14年度（2002年度）に「姫路市交通バリアフリー基本構想」（以下「旧基本構想（平成14年度）」という。）を策定し、「JR姫路駅・山陽姫路駅及びその周辺」、「JR英賀保駅及びその周辺」、「JR網干駅及びその周辺」の3地区を重点整備地区としてバリアフリー化を進めてきました。

さらに、国においては、より一体的、総合的にバリアフリー化を推進するため、平成18年（2006年）12月に、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充させた「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が施行されました。

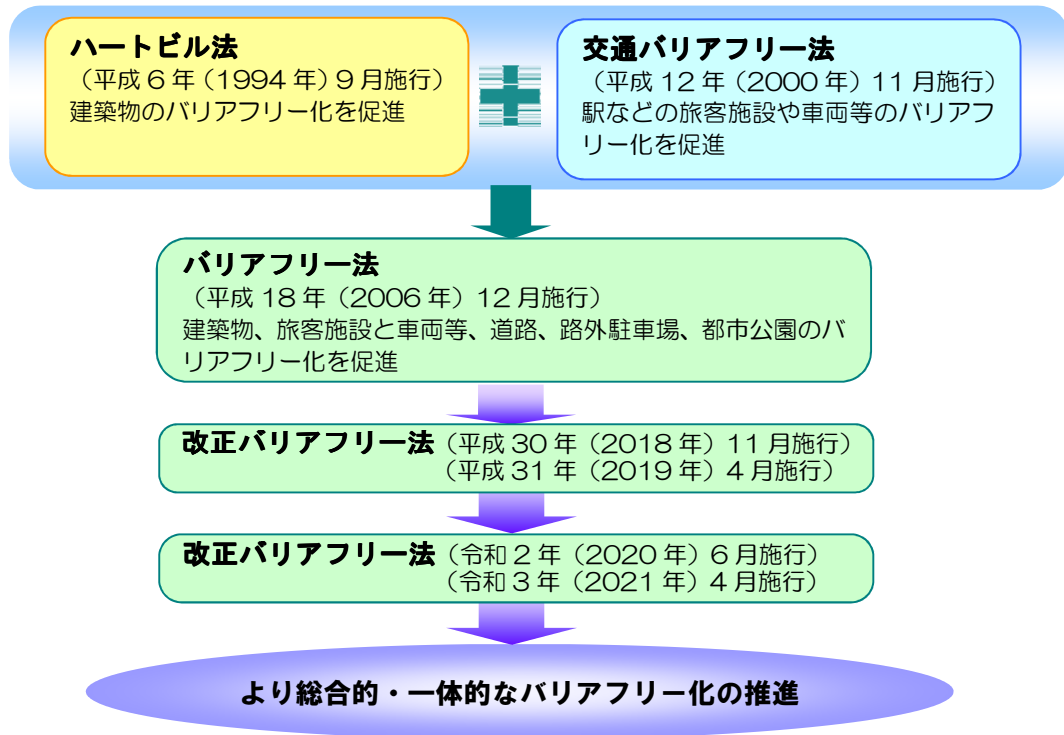
このような中、本市では、一体的、総合的なバリアフリー化をさらに推進するため、重点整備地区や整備内容などを拡充し、「姫路市バリアフリー基本構想」（以下「旧基本構想（平成22年度）」という。）を平成22年度（2010年度）に策定、平成28年度（2016年度）に一部変更し、「JR姫路駅・山陽姫路駅周辺地区」、「JR英賀保駅周辺地区」、「JR網干駅周辺地区」、「山陽電鉄白浜の宮駅周辺地区」の4地区を重点整備地区として、バリアフリー化を図ってきました。

2. 基本構想改定にあたって

近年では、平成30年（2018年）にバリアフリー法が一部改正施行され、高齢者、障害者等も含んだ一億総活躍社会の実現の必要性から、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」が明確化されるなど、共生社会の実現に向けた取組みが進められています。

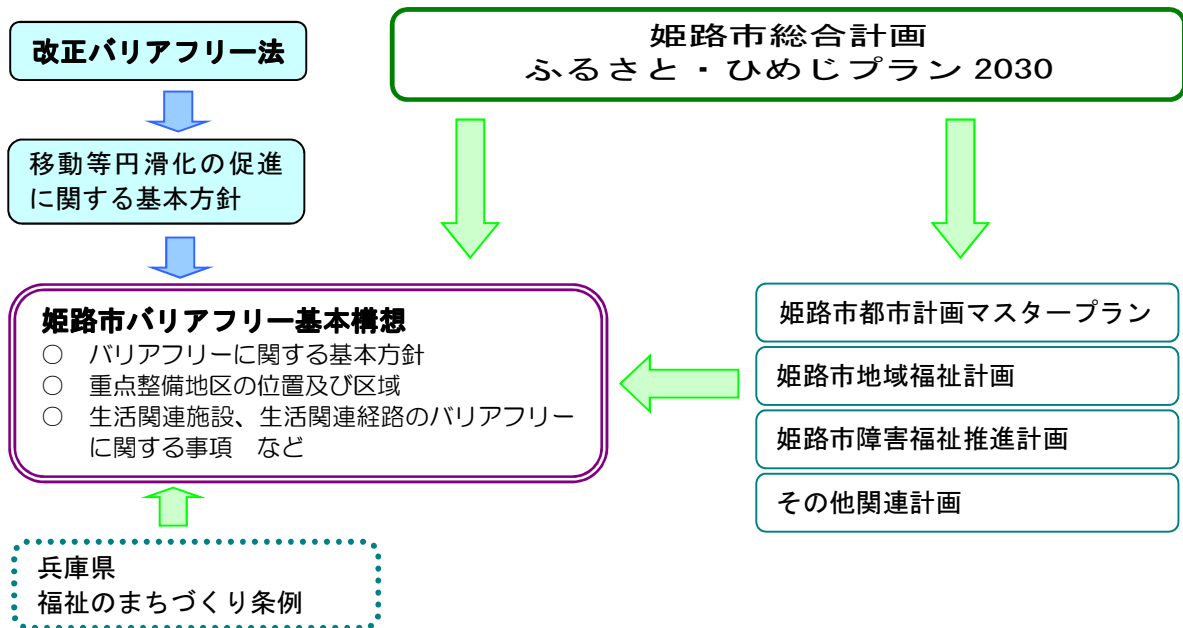
加えて、令和2年（2020年）には、平成30年（2018年）12月の「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」の施行や2020東京パラリンピック大会の開催を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化する必要性から、更なるバリアフリー法改正が行われました（以下「改正バリアフリー法」という。）。合わせて、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が一部改正され、令和7年度末（2025年度末）を目標期間とする次期目標が示されました。

このような中、旧基本構想（平成22年度）策定から約10年が経過したことから、策定後の社会情勢、開発状況の変化に応じ、改正バリアフリー法や上位関連計画との整合を図りながら、旧基本構想（平成22年度）に基づく事業の評価を踏まえ、基本構想の見直しを行うこととしました。



3. 基本構想の位置付け

本基本構想は、改正バリアフリー法に基づき策定しました。また、姫路市の都市づくりの理念と方向を示した「姫路市総合計画 ふるさと・ひめじプラン 2030」をはじめ、「姫路市地域福祉計画」及び「姫路市障害福祉推進計画」等の上位・関連計画と整合を図り策定しました。



4. 基本構想の目標年次

本基本構想の整備目標年次は令和7年度（2025年度）とします。

5. 姫路市の現況

(1) 人口と高齢者数の推移

現在の姫路市市域（旧姫路市、家島町、夢前町、香寺町、安富町）の人口は、昭和60年（1985年）の国勢調査で50万人を超え、平成22年（2010年）の53万6千人をピークに減少し、令和2年（2020年）現在で約53万人となっています。

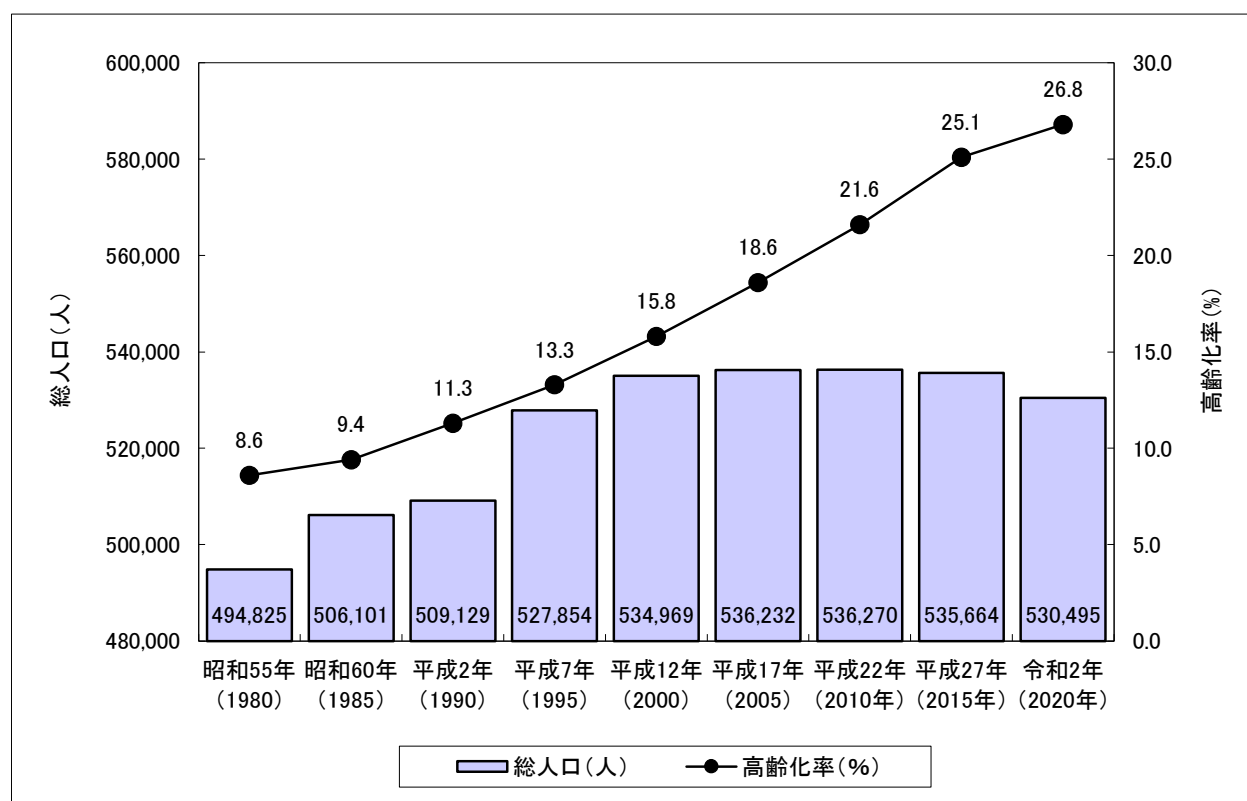
また、65歳以上人口が総人口に占める割合（高齢化率）は、平成2年（1990年）に10%を超え、令和2年（2020年）には26.8%となっています。高齢化率は全国平均（28.6%（令和2年））より低いものの、高齢化の進行への対応が課題となっています。

総人口と高齢者（65歳以上）人口推移

	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
総人口 (人)	494,825	506,101	509,129	527,854	534,969	536,232	536,270	535,664	530,495
65歳以上人口 (人)	42,766	47,634	57,460	70,384	84,387	99,606	115,703	134,671	142,411
高齢化率 (%)	8.6	9.4	11.3	13.3	15.8	18.6	21.6	25.1	26.8

注：昭和55年から平成17年は、旧姫路市、家島町、夢前町、香寺町、安富町の合計値とした

資料：各年国勢調査



(2) 障害者数

姫路市の障害者手帳等所持者数は、令和3年4月1日現在で延べ30,561人となっています。

障害者手帳等所持者数

区分	人数(人)
身体障害	21,210
知的障害	5,349
精神障害	4,002
延べ人数	30,561

身体障害者 障害別内訳

区分	人数(人)
視覚障害	1,197
聴覚・平衡機能障害	1,714
音声・言語・そしゃく機能障害	244
肢体不自由	12,455
内部障害	5,600
延べ人数	21,210

資料：令和3年度姫路市の健康福祉（令和3年4月1日現在）

(3) 公共交通機関

① 鉄道

姫路市内では、JR山陽新幹線及びJR山陽本線が東西方向をつなぎ、北部方向にはJR姫新線とJR播但線が走っています。また、山陽電鉄が山陽姫路駅を起点に、飾磨駅経由で網干方面と阪神電鉄・阪急電鉄との相互乗り入れにより神戸・大阪方面へ延びています。

平成28年（2016年）にJR東姫路駅が開業し、姫路市内の鉄道駅は、JR西日本は16駅、山陽電鉄は15駅となりました。各駅の乗降客数は次の通りです。

鉄道駅の1日平均乗降客数

(単位:人)

JR 西日本	1日平均乗降客数		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
姫路	103,604	103,526	76,060
東姫路	2,512	2,826	2,486
御着	5,784	5,800	4,860
ひめじ別所	3,830	3,848	3,194
英賀保	9,236	9,246	7,508
はりま勝原	10,694	11,014	9,034
網干	15,794	15,518	12,280
京口	2,196	2,244	1,912
野里	3,656	3,912	3,274
砥堀	1,334	1,432	1,182
仁豊野	2,090	2,114	1,734
香呂	3,152	3,136	2,516
溝口	3,452	3,494	2,804
播磨高岡	3,332	3,462	2,898
余部	4,508	4,456	3,574
太市	794	796	608

山陽電鉄	1日平均乗降客数		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
姫路	24,032	24,079	17,046
手柄	1,958	2,032	1,555
亀山	2,024	2,143	1,679
飾磨	7,737	7,752	5,921
妻鹿	2,203	2,273	1,765
白浜の宮	4,898	5,123	4,222
八家	2,386	2,366	1,874
的形	1,652	1,648	1,234
大塩	3,996	4,015	2,823
西飾磨	1,915	1,953	1,473
夢前川	1,761	1,762	1,425
広畑	1,671	1,685	1,332
天満	1,835	1,857	1,443
平松	1,124	1,112	828
網干	3,558	3,549	2,564

資料：西日本旅客鉄道(株)・山陽電気鉄道(株)

② バス

姫路市内では、神姫バスが路線バスを運行しています。

高齢化が進行する中で、市民の交通手段としてバスの役割は高まってきており、市民のニーズに対応したバス路線の再編やノンステップバスの導入によるバリアフリー化などへの取り組みが行われています。

バス車両保有状況(姫路市内分)

(単位:台)

	ノンステップバス	ワンステップバス	リフト付きバス	その他	総車両数
平成 22 年度 (2010 年度)	97	11	2	17	127
平成 23 年度 (2011 年度)	87	23	2	16	128
平成 24 年度 (2012 年度)	83	20	2	15	120
平成 25 年度 (2013 年度)	83	20	2	13	118
平成 26 年度 (2014 年度)	80	21	2	12	115
平成 27 年度 (2015 年度)	79	22	2	12	115
平成 28 年度 (2016 年度)	81	20	2	13	116
平成 29 年度 (2017 年度)	77	25	2	12	116
平成 30 年度 (2018 年度)	77	30	2	13	122
令和元年度 (2019 年度)	78	29	2	14	123
令和 2 年度 (2020 年度)	81	27	2	13	123

資料：神姫バス(株)

第2章 バリアフリー化の基本理念と基本方針

本市では、旧基本構想（平成 22 年度）に引き続き、次の基本理念と基本方針に基づいてバリアフリー化を推進します。

1. バリアフリー化の基本理念

『だれもが安全で安心して快適に移動できる
共生のまちづくり』

2. バリアフリー化の基本方針

(1) 市民・当事者等の参画・協働によるバリアフリー化の推進

- ・当事者である高齢者、障害者等をはじめ関係者の参画により、市民の意見をバリアフリー化に反映していきます。
- ・市民・事業者・行政がまちづくりの担い手としてそれぞれの役割と責任に基づいて、共に協力し、力を出し合う協働によるまちづくりを目指します。

(2) 誰もが安全で安心して移動できるユニバーサルデザインの視点に立ったバリアフリー化の推進

- ・高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設（以下「生活関連施設」という。）のバリアフリー化を図ります。
- ・生活関連施設相互間の経路（以下「生活関連経路」という。）となる駅前広場や歩道等のバリアフリー化を図ります。
- ・生活関連施設、生活関連経路の整備においては、すべての人にやさしいユニバーサルデザインの視点に立って、バリアフリー化を図ります。

(3) 姫路の歴史・文化と調和したバリアフリー化の推進

- ・歴史的文化遺産などと都市が調和した姫路らしい景観形成に配慮したバリアフリー化を進めます。
- ・姫路城周辺においては、世界遺産である姫路城と調和した歴史的景観に配慮したバリアフリー化を進めます。

(4) 継続的・段階的なバリアフリー化の推進

- ・定期的な評価の実施や計画の見直しによる継続的・段階的なバリアフリー化を進めます。

(5) 「心のバリアフリー」の推進

- ・学校や地域における人権教育や福祉教育、ボランティア教育の推進により、助け合いの心やボランティア意識を醸成し、高齢者、障害者等の社会参加の促進を図ります。

第3章 重点整備地区の設定及び生活関連施設、生活関連経路の設定

1. 重点整備地区設定の考え方

重点整備地区の設定に当たっては、鉄道駅及び周辺地区の概況や上位計画の位置付けなどを踏まえ、以下の基準に照らして総合的に判断し、特に優先してバリアフリー化事業の実施が必要であると認められる地区を重点整備地区とします。

ア 配置要件

- ・ 鉄道駅があり、鉄道駅の1日当たりの平均利用者数が多いこと
- ・ 鉄道駅や官公庁施設、医療施設、福祉施設など、高齢者、障害のある方をはじめ不特定多数の市民や来訪者がよく利用する施設が多数立地しており、バリアフリー化事業を重点的かつ一体的に実施することが特に必要な地区であること

イ 課題要件

- ・ 鉄道駅のバリアフリー面の課題が多いこと
- ・ 配置要件の生活関連施設を相互に連絡する経路にバリアフリー面の課題が多いこと

ウ 効果要件

- ・ 上位計画においてまちづくりの拠点などとして位置付けられ、都市全体の様々な機能整備を図る上で、基本構想に基づく事業を実施することが有効かつ適切であること
- ・ 交通結節機能の向上を図る事業計画等があり、基本構想に基づく事業と併せて実施することが効果的であること

2. 重点整備地区の設定

前述の配置要件・課題要件・効果要件を踏まえ、旧基本構想（平成 22 年度）策定後の社会情勢、開発状況の変化に応じ、本基本構想における重点整備地区を以下の 5 地区に設定します。

J R 姫路駅・山陽姫路駅周辺地区（区域変更（拡大））

- 旧基本構想（平成 22 年度）の重点整備地区であり、引き続き整備メニューの実施を図る必要がある
- 姫路市文化コンベンションセンター、県立はりま姫路総合医療センターという大規模施設が整備されることから、あらゆる来訪者に対する総合的なバリアフリー化の取り組みをさらに充実させる必要がある
- 大規模施設から姫路駅と同距離にある J R 京口駅は、改札からホームまでのアクセスが階段のみであることから、バリアフリー化を図る必要がある

J R 英賀保駅周辺地区

- 旧基本構想（平成 22 年度）の重点整備地区であり、引き続き整備メニューの実施を図る必要がある

J R 網干駅周辺地区

- 旧基本構想（平成 22 年度）の重点整備地区であり、引き続き整備メニューの実施を図る必要がある

山陽電鉄白浜の宮駅周辺地区

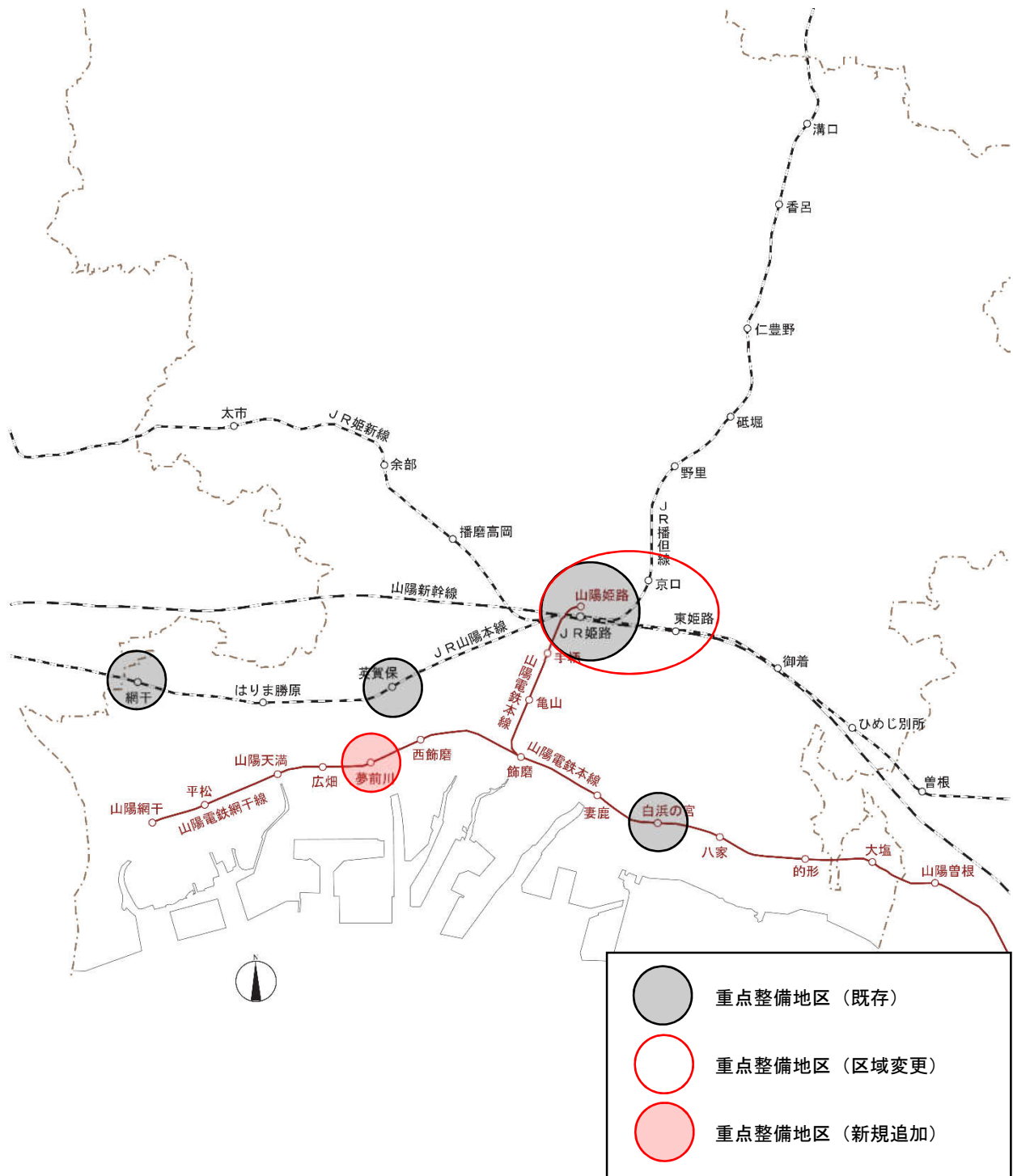
- 旧基本構想（平成 22 年度）の重点整備地区であり、引き続き整備メニューの実施を図る必要がある

山陽電鉄夢前川駅周辺地区（新規追加）

- 本市の「姫路市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に医療・介護ゾーンとして位置付けて進められる移転後の製鉄記念広畑病院跡地関連事業実施に合わせ、計画的にバリアフリー化整備を行うことで高い効果が見込める
- 山陽電鉄夢前川駅は、改札からホームまでのアクセスが階段のみであることから、バリアフリー化を図る必要がある

3. 重点整備地区の概況

重点整備地区の概況を次ページ以降に示します。



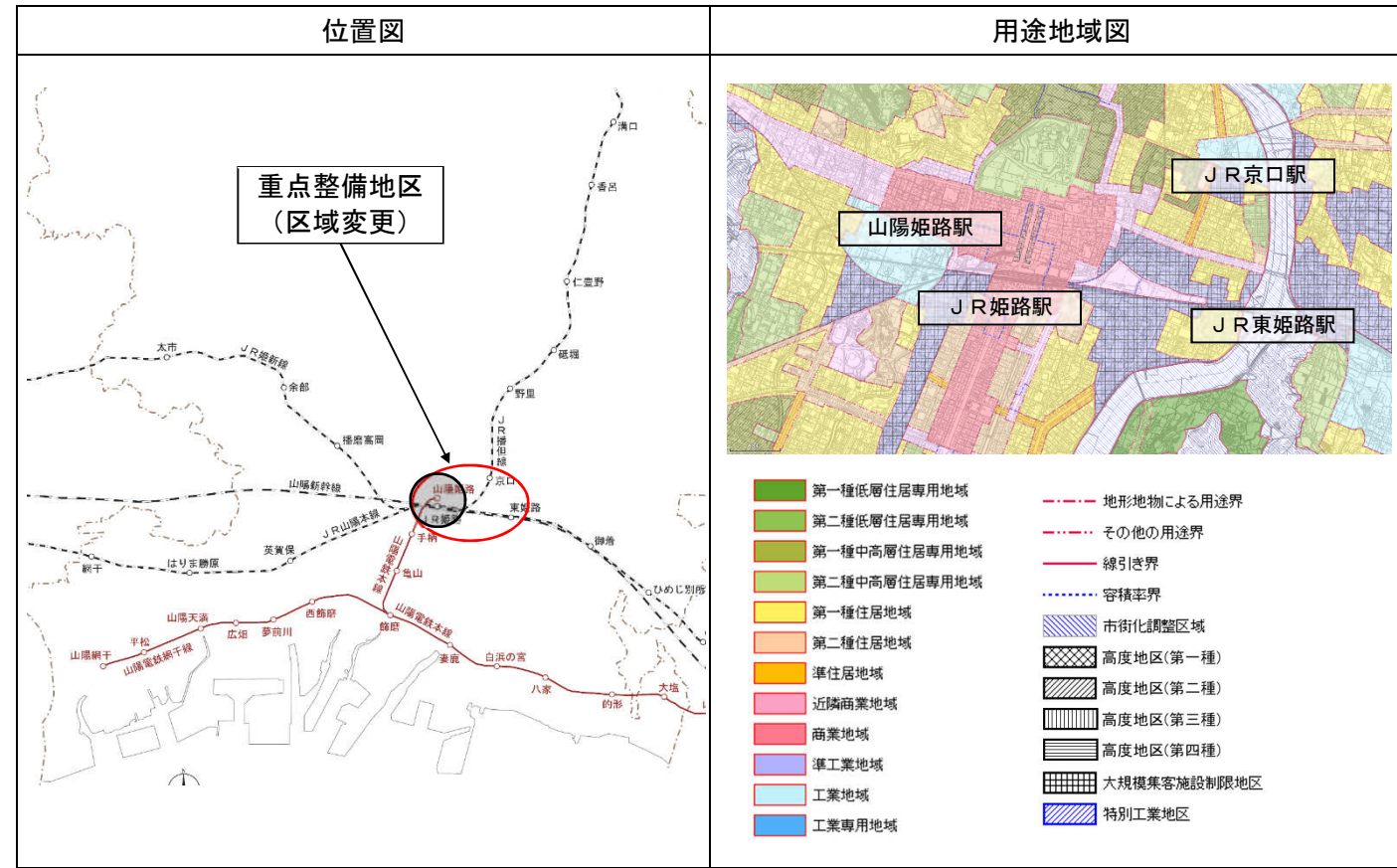
重点整備地区位置図

重点整備地区の概況

地区名	鉄道駅及び周辺の状況							上位関連計画等の状況		その他地区特性
	旅客施設	駅構造等	1日平均乗降客数 (令和元年度)※	エレベータ等 整備状況	生活関連施設候補	交通結節度	事業主体等	上位関連計画の位置づけ	駅周辺整備事業	
JR姫路駅・ 山陽姫路駅 周辺地区	JR姫路駅	高架駅	103,526	【在来線】 エスカレータあり エレベータあり 多機能トイレあり 【新幹線】 エスカレータあり エレベータあり 多機能トイレあり	【500m 圏内】 駅前市役所 姫路総合庁舎 銀行 物販店(大) 【1000m 圏内】 税務署等 市民会館 保健所 イーグレ姫路 文化コンベンションセンター 公民館 郵便局 病院 物販店(大)	JR山陽本線 JR山陽新幹線 JR姫新線 JR播但線 山陽電鉄本線 神姫バス(70 路線)	西日本旅客鉄道株式会社 山陽電気鉄道株式会社 神姫バス株式会社 道路管理者(県、市) 公園管理者(市) 公安委員会	【総合計画 R3.3】 多核連携型都市構造の 地域交流拠点 【都市計画マスタープラン H27.3】 21 世紀の播磨の発展の核と してふさわしい魅力と活力ある 都心の形成を図る。 【中心市街地活性化基本 計画 R2.3】 旧基本構想(平成 22 年度)の 重点整備地区区域のほぼ全 域が中心市街地活性化基本 計画区域	姫路駅周辺土地区画 整理事業(市) 駅南土地区画整理 事業(市) 文化コンベンション 施設整備事業(市) (R3.9 開館) 県立はりま姫路総合 医療センター整備 事業(県)	市役所等の官公庁、 百貨店をはじめとする 商業機能、播磨地域 の拠点となる業務機能 の多くがこの地区に立 地 文化コンベンションセ ンター、県立はりま姫 路総合医療センターか ら同等距離にJR姫路 駅、JR京口駅、JR東 姫路駅が立地
	山陽姫路駅	高架駅	24,079	エスカレータあり エレベータあり 多機能トイレあり						
	JR京口駅	高架駅	2,244	エレベータなし スロープなし 多機能トイレなし						
	JR東姫路駅	地上駅	2,826	エレベータあり 多機能トイレあり						
JR英賀保駅 周辺地区	JR英賀保駅	地上駅	9,246	エレベータあり 多機能トイレあり	病院 物販店(中) 銀行、郵便局	神姫バス (6 路線)	西日本旅客鉄道株式会社 神姫バス株式会社 道路管理者(県、市) 公園管理者(市) 公安委員会	【総合計画 R3.3】 多核連携型都市構造の 地域交流拠点	英賀保駅周辺土地 区画整理事業(組合)	
JR網干駅 周辺地区	JR網干駅	橋上駅	15,518	エレベータあり 多機能トイレあり	銀行 郵便局	神姫バス (7 路線)	西日本旅客鉄道株式会社 神姫バス株式会社 道路管理者(市) 公安委員会	【総合計画 R3.3】 多核連携型都市構造の 地域交流拠点 【都市計画マスタープラン H27.3】 交通結節機能の強化と 商業機能等の充実を図る。	JR網干駅前土地 区画整理事業(市)	
山陽電鉄 白浜の宮駅 周辺地区	山陽電鉄 白浜の宮駅	橋上駅	5,123	エレベータあり 多機能トイレあり	支所、図書館分館 公民館 銀行 特別養護老人ホーム	神姫バス (1 路線)	山陽電気鉄道株式会社 神姫バス株式会社 道路管理者(市) 公安委員会	【総合計画 R3.3】 多核連携型都市構造の 地域交流拠点 【都市計画マスタープラン H27.3】 交通結節機能の向上と、 商業・行政施設の集積によ り、地域住民の利便性を高め る。		潮干狩りや海水浴、 「灘のけんか祭り」等イ ベントで来訪者多数
山陽電鉄 夢前川駅 周辺地区	山陽電鉄 夢前川駅	地上駅	1,762	エレベータなし スロープなし 多機能トイレなし	病院 福祉施設(計画) 物販店(大)	なし	山陽電気鉄道株式会社 道路管理者(市) 公安委員会	【高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画 R3.3】 南西部地域の医療介護ゾ ン	製鉄記念広畑病院の県 立姫路循環器病センタ ーとの統合再編に伴う 再整備事業	

※ 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けているため、令和元年度を採用

JR姫路駅・山陽姫路駅周辺地区【概況】



地区特性

【データ】

(1) JR姫路駅

① 1日平均乗降客数…103,526人/日（令和元年度）

② 駅の概要

<JR姫路駅（在来線）>

- ・構造……高架
- ・駅舎……高架駅
- ・ホーム……島式3面8線
- ・改札口……2（中央改札口、東改札口）

<新幹線姫路駅>

- ・構造……高架
- ・駅舎……高架駅
- ・ホーム……島式・相対式2面3線
- ・改札口……1（新幹線乗換口）

③ 駅前広場の概要

- ・面積……（北）20,430㎡
（南）12,300㎡
- ・バスバース数……（北）18
（南）3
- ・タクシーバース数……（北）3
（南）5

(2) 神姫バスターミナル

- ・路線数……70路線（令和3年4月）

(3) 山陽姫路駅

① 1日平均乗降客数…24,079人/日（令和元年度）

② 駅の概要

- ・構造……高架
- ・駅舎……高架駅
- ・ホーム……楕円形1面4線
- ・改札口……1

(4) JR京口駅

① 1日平均乗降客数…2,244人/日（令和元年度）

② 駅の概要

- ・構造……高架
- ・駅舎……高架駅
- ・ホーム……島式1面2線
- ・改札口……1

(5) JR東姫路駅

① 1日平均乗降客数…2,826人/日（令和元年度）

② 駅の概要

- ・構造……地上
- ・駅舎……地上駅
- ・ホーム……相対式2面2線
- ・改札口……1

地区特性

【地区の特性】

- ・本地区は、姫路市のほぼ中央に位置し、JR姫路駅（在来線）、新幹線姫路駅、山陽姫路駅及び神姫バスターミナルが集中する鉄道・バスの交通結節点となっている。
- ・本地区は、駅を核として商業・業務施設及び公共施設等が集積するエリアが形成されている。また、駅北側へ約1kmに世界遺産姫路城が位置し、その周辺には観光・文化施設群が立地しているなど、播磨地域を代表する中心拠点となっている。
- ・地区の主要な施設の分布状況としては、JR姫路駅北口から姫路城へ延びる大手前通り及びみゆき通り沿いに山陽百貨店などの商業施設や金融機関などの業務施設が立地している。また、姫路城の南東には市民会館、郵便局、保健所等の文化・レクリエーション施設及び官公庁施設等が分布している。駅の南側には駅南大路沿いに業務施設が立地し、また南東部には裁判所、税務署、年金事務所、県総合庁舎などの官公庁施設が集積している。
- ・姫路駅周辺地区は、姫路駅周辺土地区画整理事業、駅南土地区画整理事業が進行し、文化コンベンション施設、県立はりま姫路総合医療センターが整備され、新たな都市基盤の整備により、21世紀の播磨の発展の核としてふさわしい魅力と活力ある都心の形成が図られている。

【バリアフリーから見た主な現況と課題】

- ① 鉄道駅
 - JR姫路駅（在来線）、新幹線姫路駅、山陽姫路駅**
 - ・駅構内におけるエレベータ、エスカレータの整備、周辺通路等、歩行空間に関するバリアフリー化は完了している。
 - JR京口駅**
 - ・駅舎が高架駅であり、すべて階段での移動となるため、エレベータの整備が課題となっている。
 - ・改札口は1ヶ所のみで、無人駅となっていることから、周辺案内情報提供の充実が課題となる。
 - ・一般トイレは入口に段差があり、すべて和式となっていることから、洋式トイレの整備及び車いす利用者等が利用できるバリアフリートイレの整備が課題となる。
 - JR東姫路駅**
 - ・平成28年（2016年）に開業した駅であり、バリアフリー化は完了している。
- ② 駅前広場、バスターミナル
 - ・姫路駅北側及び南側の駅前広場、バスターミナルが整備済みである。
- ③ 道路等
 - ・地区内の主要な道路は、全体的に歩道幅員が確保され、概ねバリアフリー化が図られている状況である。
 - ・内々環状西線や内々環状東線、東駅前線などの整備は完了している。
 - ・一部の箇所では、視覚障害者誘導用ブロックが舗装材と同系色となっており、輝度比の確保が必要である。
 - ・JR姫路駅から姫路市文化コンベンションセンター及び県立はりま姫路総合医療センターまで、連続的に2階デッキ及びエレベータの整備が行われており、バリアフリー化が図られている。
 - ・JR京口駅から姫路市文化コンベンションセンター及び県立はりま姫路総合医療センターへの経路は、歩道は整備されているものの、段差・勾配の改善や視覚障害者誘導用ブロックの設置が必要である。
 - ・JR東姫路駅から姫路市文化コンベンションセンター及び県立はりま姫路総合医療センターへの経路の一部は、歩道及び通路等が整備されているものの、全体的に狭く、また一部区間で歩車分離が課題となっている。
- ④ 信号機等
 - ・姫路城周辺など主要交差点においては音響信号が整備されているが、生活関連経路や歩行者の交通量の多い路線については、より一層の整備が必要である。

JR姫路駅・山陽姫路駅周辺地区【関連事業計画】

姫路駅周辺土地区画整理事業 資料：姫路駅周辺整備課HP	
概要	<p>姫路市は、今後更なる発展の期待が大きい播磨地域の中核都市です。その核となるJR姫路駅周辺地区の発展・活性化を促進するため、連続立体交差事業・土地区画整理事業・街路事業による都市基盤整備とまちづくり総合支援事業による上物整備を行います。</p> <p>その一環をなす土地区画整理事業は、JR山陽本線等の高架用地の確保、姫路駅を中心とする南北市街地の一体化を図る交通体系の確保、駅前広場および都市計画道路等の公共施設の整備改善を図り“「播磨の顔づくり」”を目標に“姫路の顔”としてふさわしい街区の形成を図ることを目的としています。</p>
施行者	姫路市
施行区域面積	45.45ヘクタール
都市計画決定告示日	昭和62年(1987年)2月27日
事業認可日	平成元年(1989年)5月19日
事業計画決定公告日	平成元年(1989年)5月30日 平成7年(1995年)11月30日(第1回計画変更) 平成11年(1999年)3月30日(第2回計画変更) 平成14年(2002年)10月30日(第3回計画変更) 平成20年(2008年)12月25日(第4回計画変更) 平成22年(2010年)2月22日(第5回計画変更) 平成22年(2010年)12月17日(第6回計画変更) 平成27年(2015年)1月23日(第7回計画変更) 令和3年(2021年)2月1日(第8回計画変更)
事業施行期間	平成元年(1989年)5月30日(事業計画決定公告日)～令和7年(2025年)3月31日

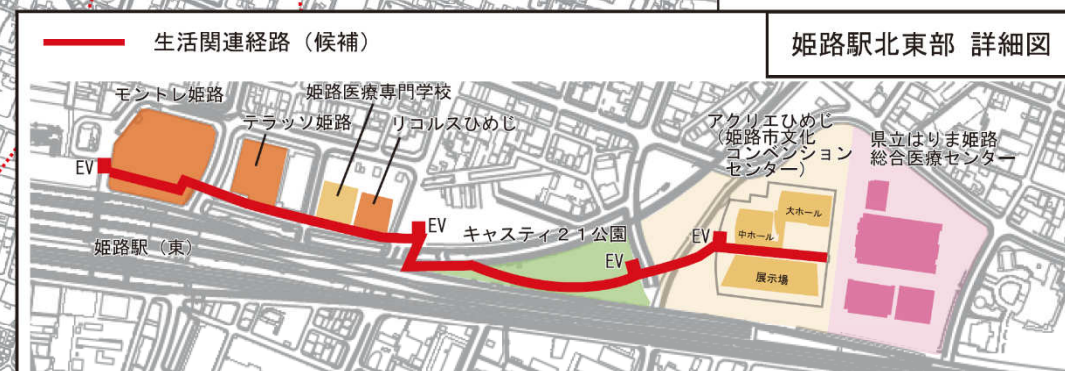
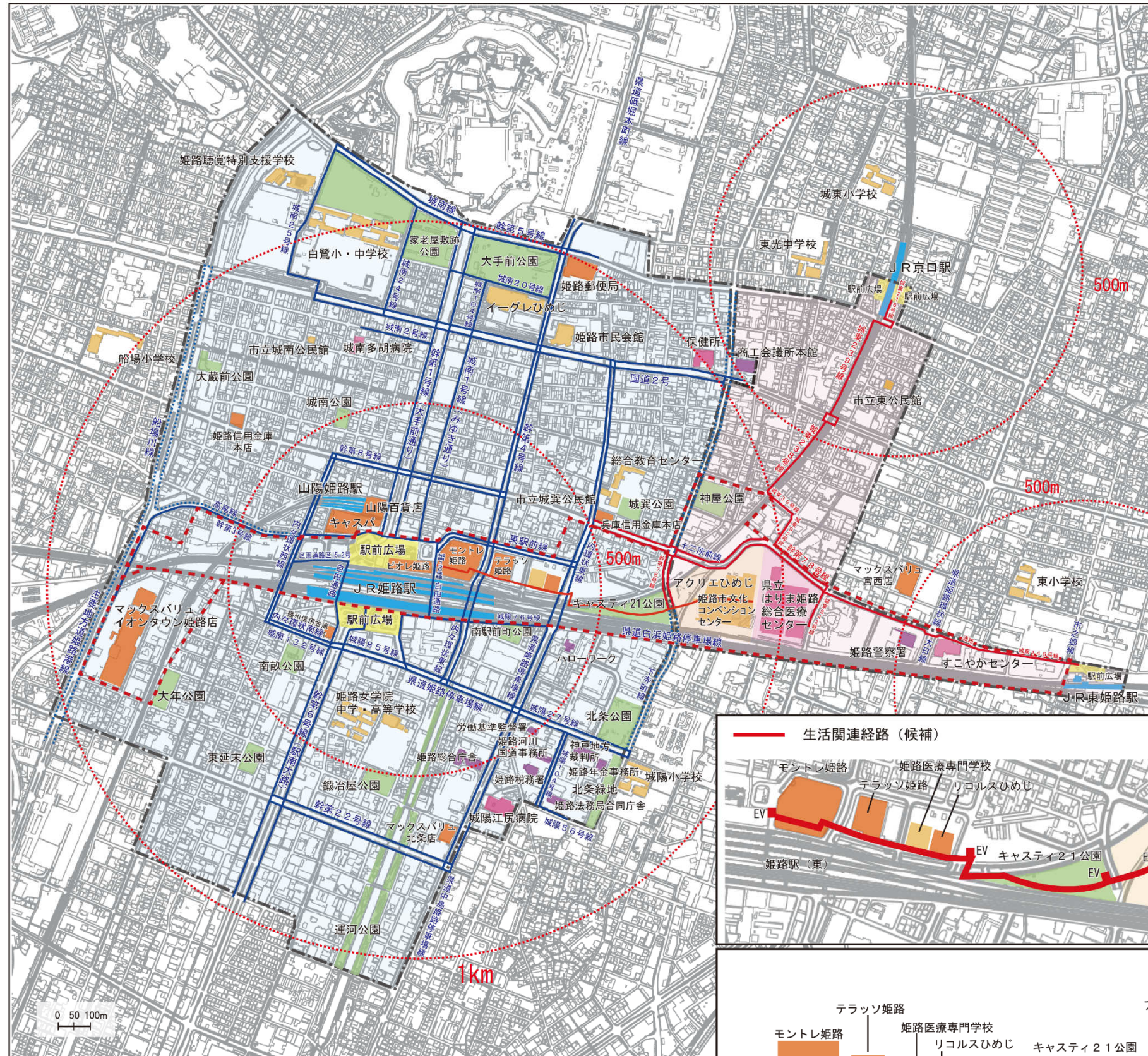
駅南土地区画整理事業 資料：姫路駅周辺整備課HP	
概要	<p>本地区は、JR姫路駅の南西約600メートルに位置し、JR山陽本線等連続立体交差事業に関連する山陽電鉄線の移設により、旧山陽電鉄線が带状に残り、有効な土地利用が行われていない状況において、公共施設の整備が不十分なまま市街化しています。</p> <p>そこで、土地区画整理事業の施行により、都市基盤施設の整備改善並びに宅地の利用増進を図り、計画的な市街地として再生することを目的としています。</p>
施行者	姫路市
施行区域面積	7.43ヘクタール
都市計画決定告示日	昭和49年(1974年)1月29日
事業認可日	平成19年(2007年)7月4日
事業計画決定公告日	平成19年(2007年)7月18日 平成20年(2008年)5月14日(第1回計画変更) 平成24年(2012年)3月14日(第2回計画変更) 平成28年(2016年)2月8日(第3回計画変更) 令和2年(2020年)2月13日(第4回計画変更)
事業施行期間	平成19年(2007年)7月18日(事業計画決定公告日)～令和7年(2025年)3月31日

文化コンベンション施設整備事業 資料：文化コンベンション推進室HP	
概要	<p>キャストィ 21 イベントゾーンの文化・コンベンションエリアでは、本市の新しい交流拠点として、文化芸術の拠点としての機能と、「ものづくり力の強化」「地域ブランドの育成」「交流人口の増加」を促進する機能をあわせた『アクリエひめじ(姫路市文化コンベンションセンター)』を整備します。</p> <p>これにより、本市の市民文化の振興並びに都市魅力の創造、発信を図り、地域住民の相互交流と中心市街地の賑わい、都市の発展に大きな役割を果たすことが期待されます。</p>
位置	JR姫路駅の東約700メートル (キャストィ 21 公園までは約400メートル)
面積	約4.6ヘクタール (公園等区域約1.0ヘクタール含む)
周辺道路	北：十二所前線(幅員20メートル) 西：下寺町線(幅員16メートル) 南：区画道路(幅員10メートル)
周辺整備(キャストィ 21 公園)	施設西側にキャストィ 21 公園を整備します。都心部における緑とうるおいの空間を創出すると共に、公園内の歩行者デッキは、建物2階のメインエントランスに直結する、安全・快適で魅力ある歩行者空間を目指して整備します。

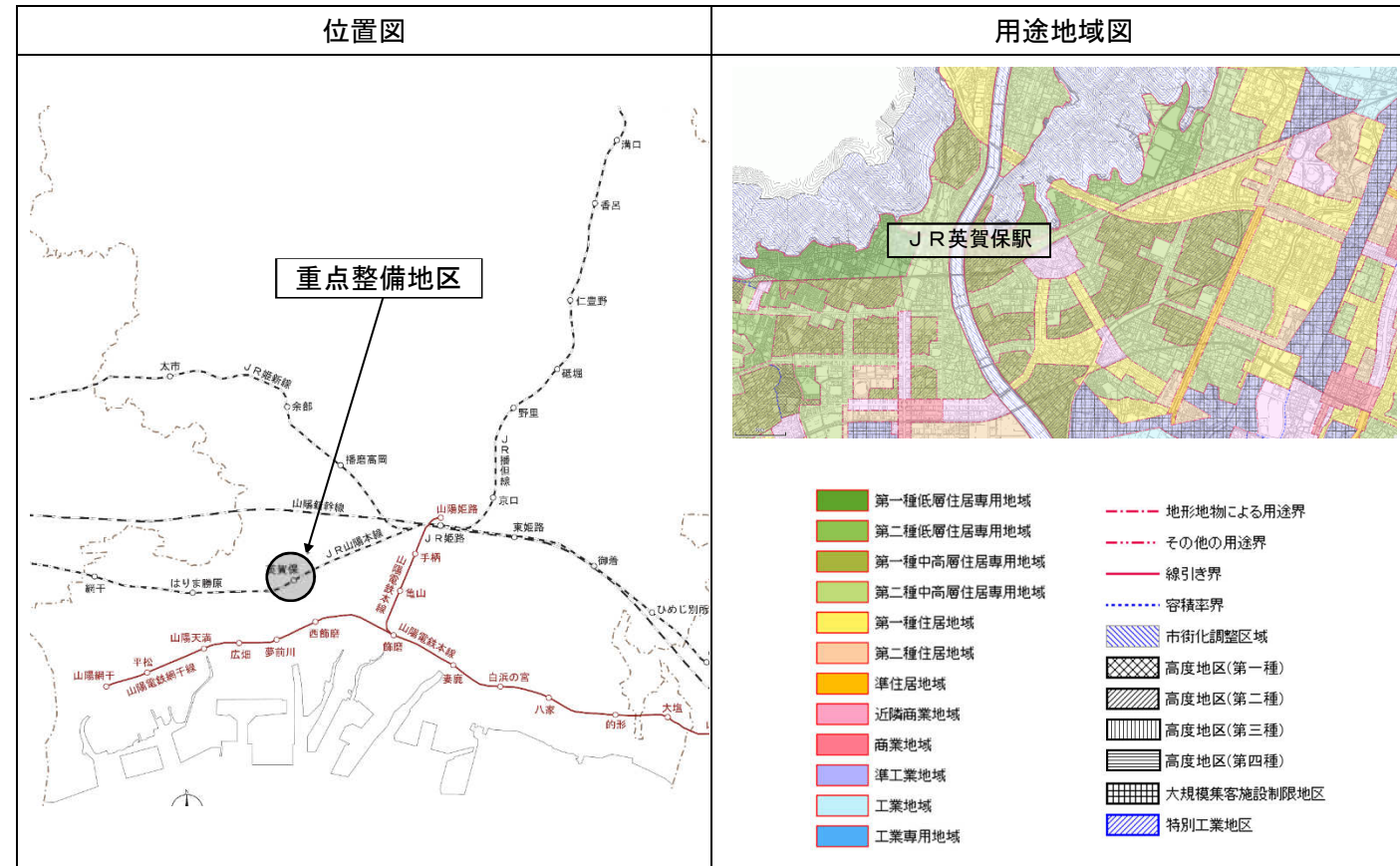
県立はりま姫路総合医療センター整備事業 資料：兵庫県病院局企画課HP	
概要	「県立姫路循環器病センターと製鉄記念広畑病院の統合再編基本計画」に基づき、播磨姫路圏域において高度専門・急性期医療を提供する中核的な総合病院として「県立はりま姫路総合医療センター」を整備します。
建設場所	姫路市神屋町(キャストィ 21 イベントゾーン「高等教育・研究エリア」内) 敷地面積：30,000㎡ 用途地域：近隣商業地域
構造規模等	1. 病院棟 鉄骨(CFT)造(免震構造)、地上12階 塔屋2階、延べ面積58,945㎡、高さ57.5m 2. 放射線治療棟 RC造(耐震構造)、地上2階、延べ面積1,757㎡、高さ10.3m 3. 教育研修棟(獨協学園、県立大学、病院研修部門・院内保育、エネルギーセンター) RC造(耐震構造)、地上5階、延べ面積8,401㎡、高さ26.3m
屋外施設	歩行者デッキ、ロータリー、立体駐車場(814台)、平面駐車場(86台)等

JR姫路駅・山陽姫路駅周辺地区【現況図】

- 凡例
- 官公庁等
 - 教育・文化施設
 - 保健・医療・福祉施設
 - 商業施設
 - 公園・運動施設
 - 駅前広場
 - 重点整備地区
 - 区画整理事業区域
 - 都市計画道路
 - 生活関連経路
 - 重点整備地区（拡大案）
 - 生活関連経路（候補）



JR英賀保駅周辺地区【概況】



地区特性

【データ】

(1) JR英賀保駅

① 1日平均乗降客数・9,246人/日（令和元年度）

② 駅の概要

- ・構造……………地上
- ・駅舎……………地上駅、跨線橋あり
- ・ホーム……………相対式・島式2面3線
- ・改札口……………(南)1

③ 駅前広場の概要

- ・面積……………(北) 1,900㎡
(南) 1,790㎡
- ・バスバース数……………(北) 1
(南) 2
- ・タクシーバース数……………(南) 2

④ 跨線人道橋（事業中）

- ・独立型 1基
- ・自転車用スロープ付階段……………(北・南) 各1
- ・エレベータ……………(北・南) 各1

【地区の特性】

- ・JR英賀保駅は、1日当り乗降客数9,246人（令和元年度（2019年度））であり、駅周辺は住居系土地利用となっている。また、通勤通学駅として神姫バスが6路線運行されており、交通結節機能を有している。
- ・駅南側は昭和30年代に施行された土地区画整理事業により、駅を中心に放射状に道路が伸びており、県道姫路環状線では、歩行者自転車道と電線類地中化が整備済みである。また、駅前広場にはタクシー乗降場、バス停、歩行者自転車道、駐輪場等が整備されている。
- ・駅北側は、英賀保駅周辺土地区画整理事業により駅前広場、公園等の整備が進められており、土地区画整理事業区域の外側には、既存集落や区画整理された住宅地が広がっている。
- ・駅周辺には、駅の南側に主要な施設として商業施設や金融機関、医療施設等が分布している。
- ・JR英賀保駅周辺地区は、総合計画の中では「多核連携型都市構造の地域交流拠点」として位置づけられている。

地区特性

【バリアフリーから見た主な現況と課題】

- ① 鉄道駅
 - ・駅舎はバリアフリー化が進められており、駅南の入口にスロープが設置され、駅構内におけるエレベーターや幅広改札口、多機能トイレ、ホーム端の転落防止柵等が整備されている。
- ② 駅前広場、バスターミナル
 - ・南駅前広場及び北駅前広場ともに、歩車道の分離や駐輪場等が整備されている。
 - ・南駅前広場にはバスターミナルとタクシーバースが設置されているが、一般車両の停車スペースがないため、タクシー利用者と自家用車等での送迎利用者で混雑が発生する。
- ③ 道路
 - ・周辺道路では、自転車歩行者道の整備にあわせ、視覚障害者誘導用ブロック等が整備された。
 - ・駅の北側と南側の移動は、駅の西側にある英賀保跨線歩道橋か、駅の東西500m圏に存在する踏切での移動となる。車いす利用者等が自力で移動できるようにするため、エレベータ（北・南）の設置を含む跨線人道橋の事業が進められている。
 - ・駅南側の線路と並行する路線は、歩道が設置されているものの、旧来のマウントアップ形式の歩道であり、電柱等で幅員が減少している箇所があるうえ、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない区間もある。
 - ・駅南側の付城公園への経路で一部歩道が整備されていない区間がある。

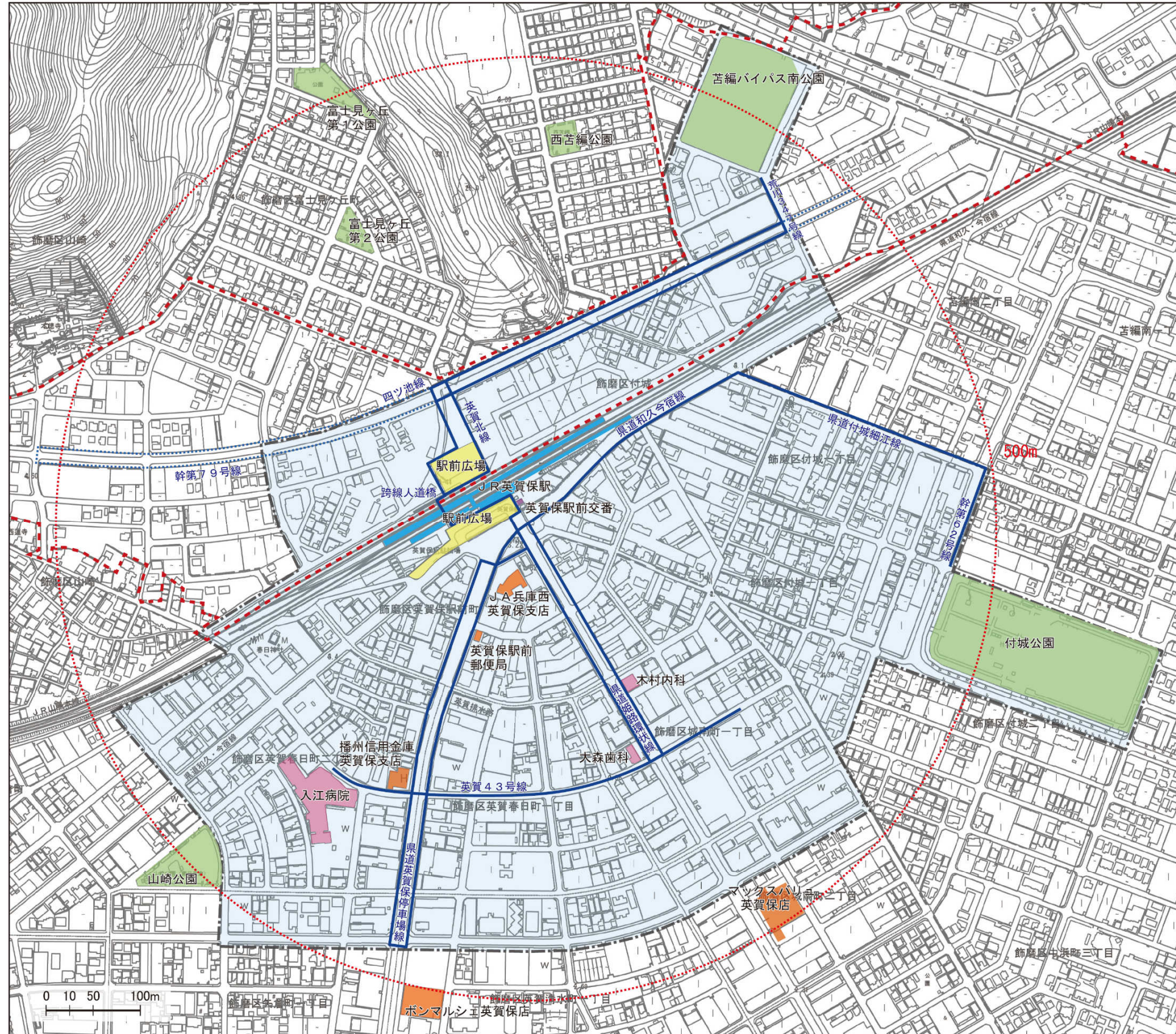
JR英賀保駅周辺地区【関連事業計画】

英賀保駅周辺土地区画整理事業		資料：区画整理課HP
整備の目標	<p>本地区は、姫路市の中心部であるJR姫路駅の南西約3.8キロメートルに位置し、JR英賀保駅の北側に面する東西2.5キロメートル、南北1.5キロメートルの区域です。</p> <p>JR英賀保駅は、神戸（三宮）まで新快速で50分と通勤可能なことから駅周辺は宅地需要が高いものの、北側は都市基盤が未整備なことから農地のミニ開発が見られ、このまま放置すると無秩序な“まち”となる恐れがあります。</p> <p>また、地区周辺に存する県立姫路循環器病センターや県立姫路商業高校、荒川小学校等の公共施設へのアクセスとしての南北の重要路線である県道田寺今在家線は、幅員が狭小であるうえ、地区を南北に分断するJR山陽本線と交差する柵田踏切は市内でも有数の危険・渋滞箇所であるためJR英賀保駅へのアクセスが良好でなく駅の機能を十分に活用できていません。</p> <p>また、JR山陽本線が排水機能を阻害し、地区内の一部は年に数度は床下浸水の被害に遭うという状況にあります。</p> <p>よって、本事業により県道田寺今在家線の柵田踏切を立体交差とし、JR英賀保駅北側に交通広場、四ツ池線を築造し駅へのアクセスを高めるとともに、水路を整理強化することにより排水性の向上を図り、近隣公園、街区公園を設け良好な市街地の形成と快適な住環境の創出を図り、人にやさしく災害に強い街づくりを目的としています。</p>	
施行者	姫路市英賀保駅周辺土地区画整理組合	
施行区域面積	69.5ヘクタール	
減歩率	31.85%(公共23.49%)	
施行期間	平成11年度（1999年度）～令和9年度（2027年度）	
総事業費	23,600百万円	
都市計画決定	平成11年（1999年）3月26日	
事業計画決定	平成11年（1999年）11月2日	

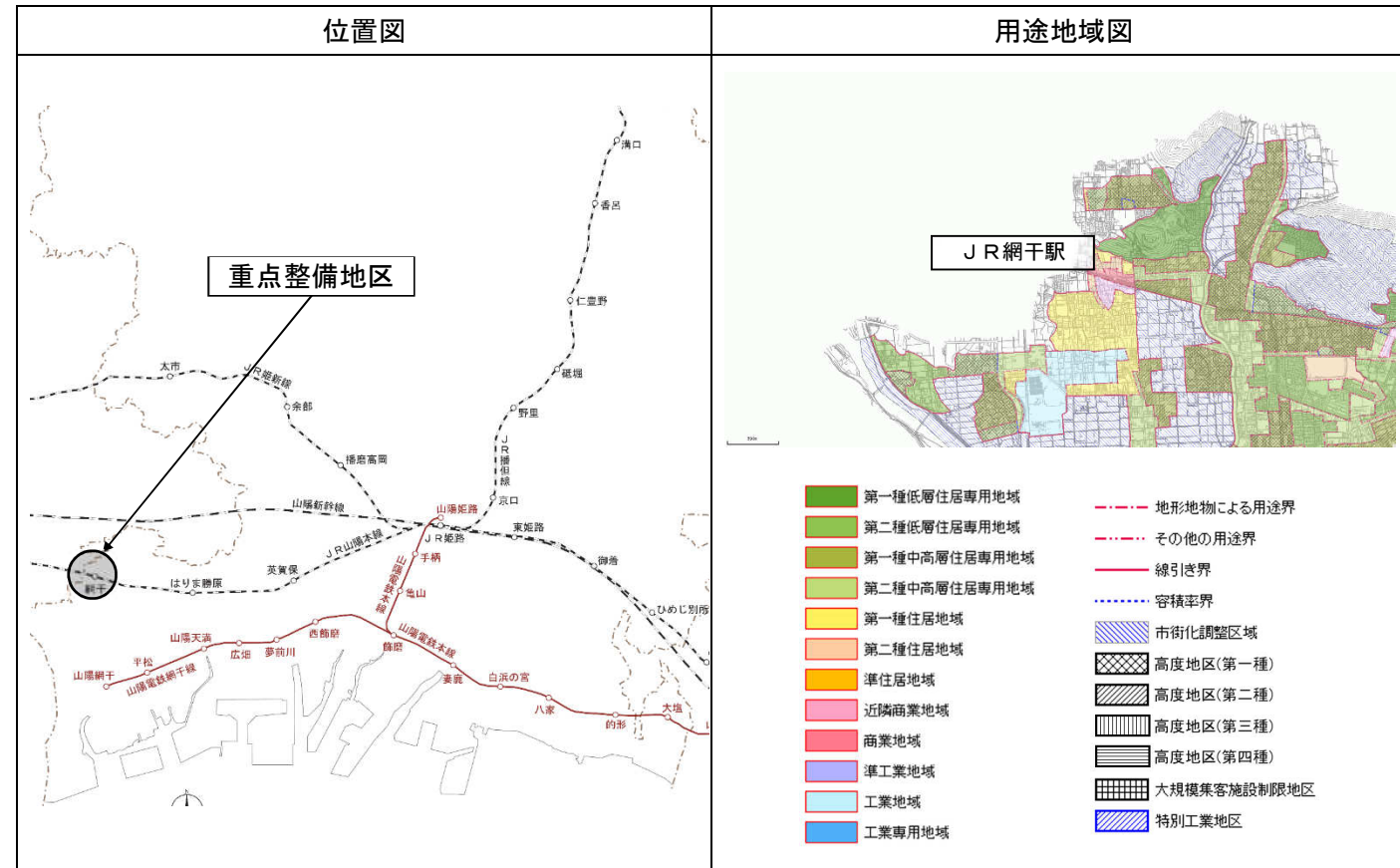
JR英賀保駅周辺地区【現況図】



- 凡例
- 官公庁等
 - 教育・文化施設
 - 保健・医療・福祉施設
 - 商業施設
 - 公園・運動施設
 - 駅前広場
 - 重点整備地区
 - 区画整理事業区域
 - 都市計画道路
 - 生活関連経路



JR網干駅周辺地区【概況】



地区特性

【データ】

(1) JR網干駅

① 1日平均乗降客数…15,518人/日（令和元年度）

② 駅の概要

- ・ 構造……………地上
- ・ 駅舎……………橋上駅
- ・ ホーム……………相対式・島式2面3線
- ・ 改札口……………1

③ 駅前広場の概要

- ・ 面積……………(北)2,564㎡（事業中）
(南)4,000㎡（都市計画決定）
1,957㎡（供用部）

④ バスバース数……………(南)4

⑤ タクシーバース数……………(北)1

⑥ 自由通路（跨線橋）

- ・ 橋上駅併設型1基
- ・ 階段……………(北・南)各1
- ・ スロープ……………(北・南)各1
- ・ エレベータ……………(北・南)各1

【地区の特性】

- ・ JR網干駅は、操車場があることから新快速電車の始発駅となっている。また、西側に太子町が隣接し、たつの市などを含め周辺市町の最寄り駅になっているため、1日当たり乗降客数15,518人（令和元年度（2019年度））と姫路市内のJR駅の中では姫路駅に次いで2番目に乗降客の多い駅となっている。
- ・ 駅周辺は主に住居系の土地利用となっており、駐車場・駐輪場利用も多く見られる。
- ・ JR網干駅周辺地区は、総合計画の中では「多核連携型都市構造の地域交流拠点」として位置づけられている。
- ・ 駅周辺地区には、駅の南側に主要な施設として金融機関等が分布している。
- ・ 駅南側の幹第42号線には7系統のバス路線の停留所が4箇所整備されている。その他は、タクシープールや自家用車駐車場などの交通結節機能は有していない。なお、タクシーについては駅前広場から約50m離れた場所にタクシー乗り場がある。
- ・ 駅北側は、JR網干駅前土地区画整理事業が進められており、今後駅前広場が整備される。

地区特性

【バリアフリーから見た主な現況と課題】

① 鉄道駅

- ・ 駅舎はバリアフリー化が進められており、駅構内におけるエレベータや幅広改札口、多機能トイレ、ホーム端の転落防止柵等の整備が完了している。
- ・ 橋上駅に併設して自由通路が整備されており、駅北側及び南側へは階段やスロープでの移動となっていた。スロープは、勾配が急で踊り場もなく、車いす利用者が自力で移動できる構造ではないが、平成22年度（2010年度）に南北にエレベータが整備され、バリアフリー化が図られている。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの連続的な敷設や、階段の段を容易に識別できる整備が課題である。

② 駅前広場（南側）

- ・ 鉄道駅からバス停留所の場所が分かりにくく、駅自由通路に簡易的な案内サインが設置されているが、誰もが認識できる大きさの案内サインの整備が課題である。
- ・ 障害者用駐停車帯の整備が課題である。

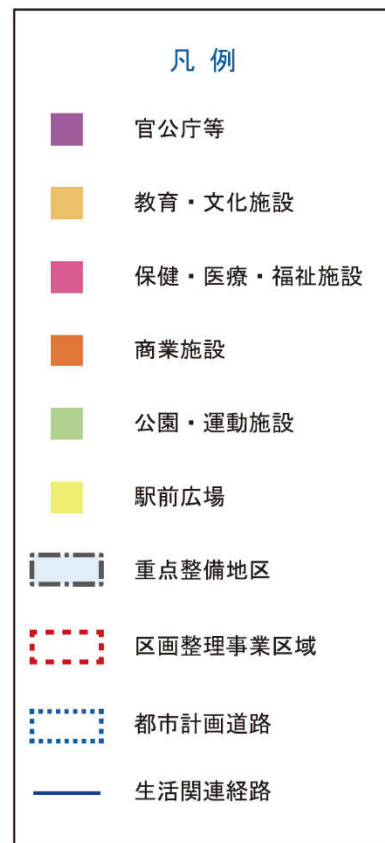
③ 道路（南側）

- ・ バス停留所付近では歩道も狭く、ベンチや標識の設置場所を検討する必要がある。

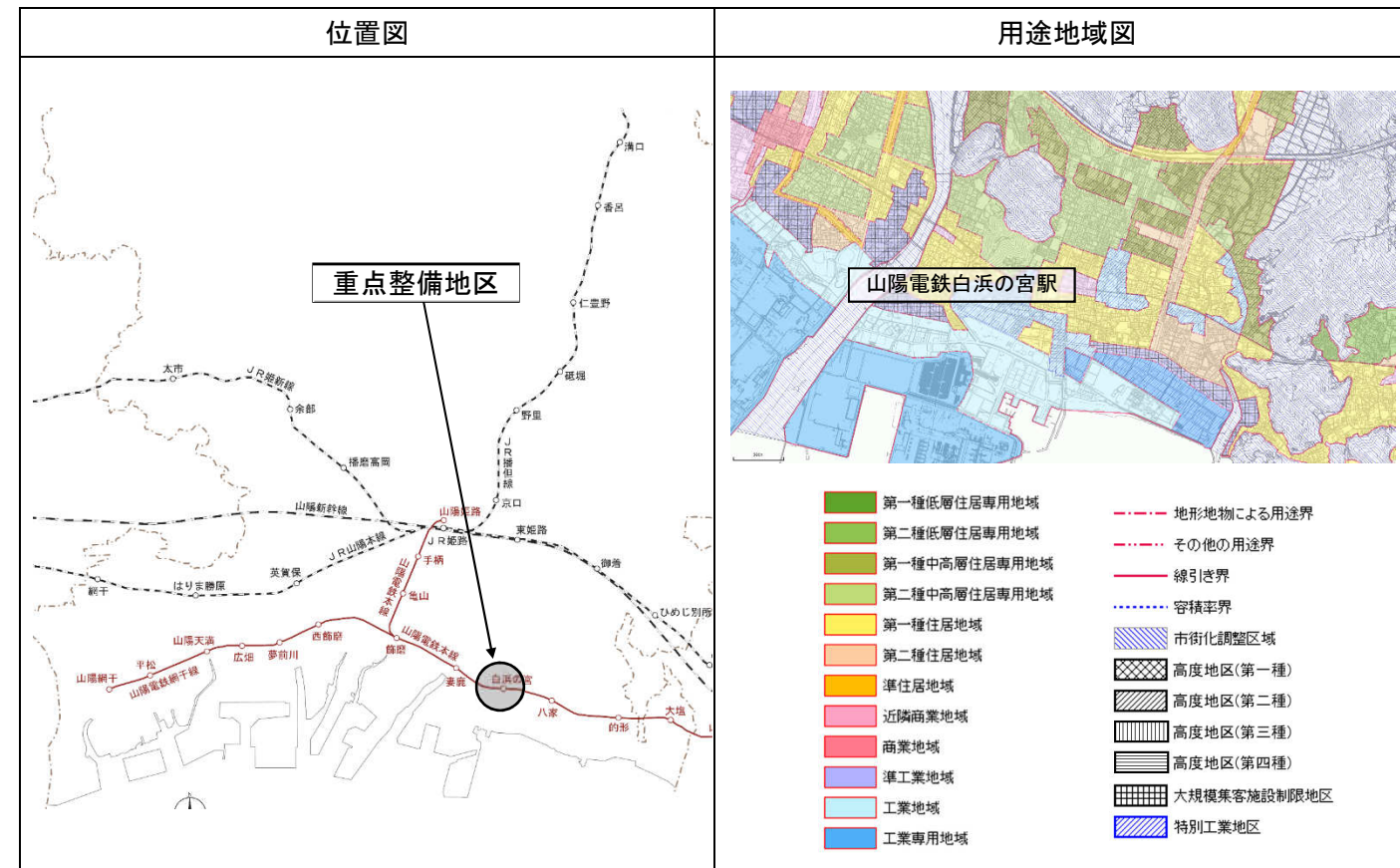
JR網干駅周辺地区【関連事業計画】

JR網干駅前土地区画整理事業		資料：区画整理課HP
整備の目標	本地区は、姫路市の西の玄関口であるJR網干駅の北側に位置しています。この事業は、都市計画道路龍野線の整備に合わせ、都市計画道路網干線、都市計画道路網干駅北線および駅前広場を整備することにより、JR網干駅北側と都市計画道路龍野線のアクセスを確保するとともに、土地区画整理事業により都市基盤整備を行い、併せて宅地の利用増進を図ることにより、都市機能と生活環境の調和した良好な市街地の形成を目指します。	
施行者	姫路市	
施行区域面積	5.0ヘクタール	
減歩率	18.03%(公共18.03%)	
施行期間	平成25年(2013年)10月4日～令和9年(2027年)3月31日	
都市計画決定	平成25年(2013年)3月5日	
事業計画決定	平成25年(2013年)10月4日	
事業計画(第1回変更)	平成27年(2015年)8月28日	
事業計画(第2回変更)	令和2年(2020年)6月26日	

JR網干駅周辺地区【現況図】



山陽電鉄白浜の宮駅周辺地区【概況】



地区特性

【データ】

(1) 山陽電鉄白浜の宮駅

① 1日平均乗降客数…5,123人/日（令和元年度）

② 駅の概要

- ・構造……………地上
- ・駅舎……………橋上駅
- ・ホーム……………相対式2面2線
- ・改札口……………1

③ 歩道橋・跨線橋

- ・橋上駅併設型1基
- ・階段……………（北・南）各2
- ・エレベータ……………（北・南）各1

地区特性

【地区の特性】

- ・山陽電鉄白浜の宮駅は、1日当たり乗降客数5,123人（令和元年度（2019年度））であり、駅周辺は住居系土地利用となっている。
- ・駅構内及び自由通路北側にエレベータが設置されている。また、平成30年（2018年）3月には、駅舎南側の駅前広場、駐輪場及びエレベータ付き自由通路が整備され、交通結節機能の強化が図られている。
- ・夏期には各地から白浜海浜公園で潮干狩りや海水浴を楽しむ人が集まり、毎年秋に開催される「灘のけんか祭り」は全国的に知られており、多くの集客が見られる。
- ・駅周辺には、駅の南側に主要な施設として姫路市役所白浜支所、図書館白浜分館、白浜公民館等の公共施設が分布している。また、白浜小学校の南東に「灘のけんか祭り」が行われる松原八幡神社がある。
- ・山陽電鉄白浜の宮駅周辺地区は、総合計画の中では「多核連携型都市構造の地域交流拠点」として位置づけられている。

【バリアフリーから見た主な現況と課題】

① 鉄道駅

- ・駅舎は橋上駅であり、南北双方に出入口があり、南北にエレベータが整備されバリアフリー化が図られている。
- ・一般トイレの改良及び車いす利用者等が利用できる多機能トイレの整備が平成22年度（2010年度）に完了している。
- ・改札口は1ヶ所のみで、巡回駅（無人駅）となっていることから、周辺案内情報提供の充実が課題となる。

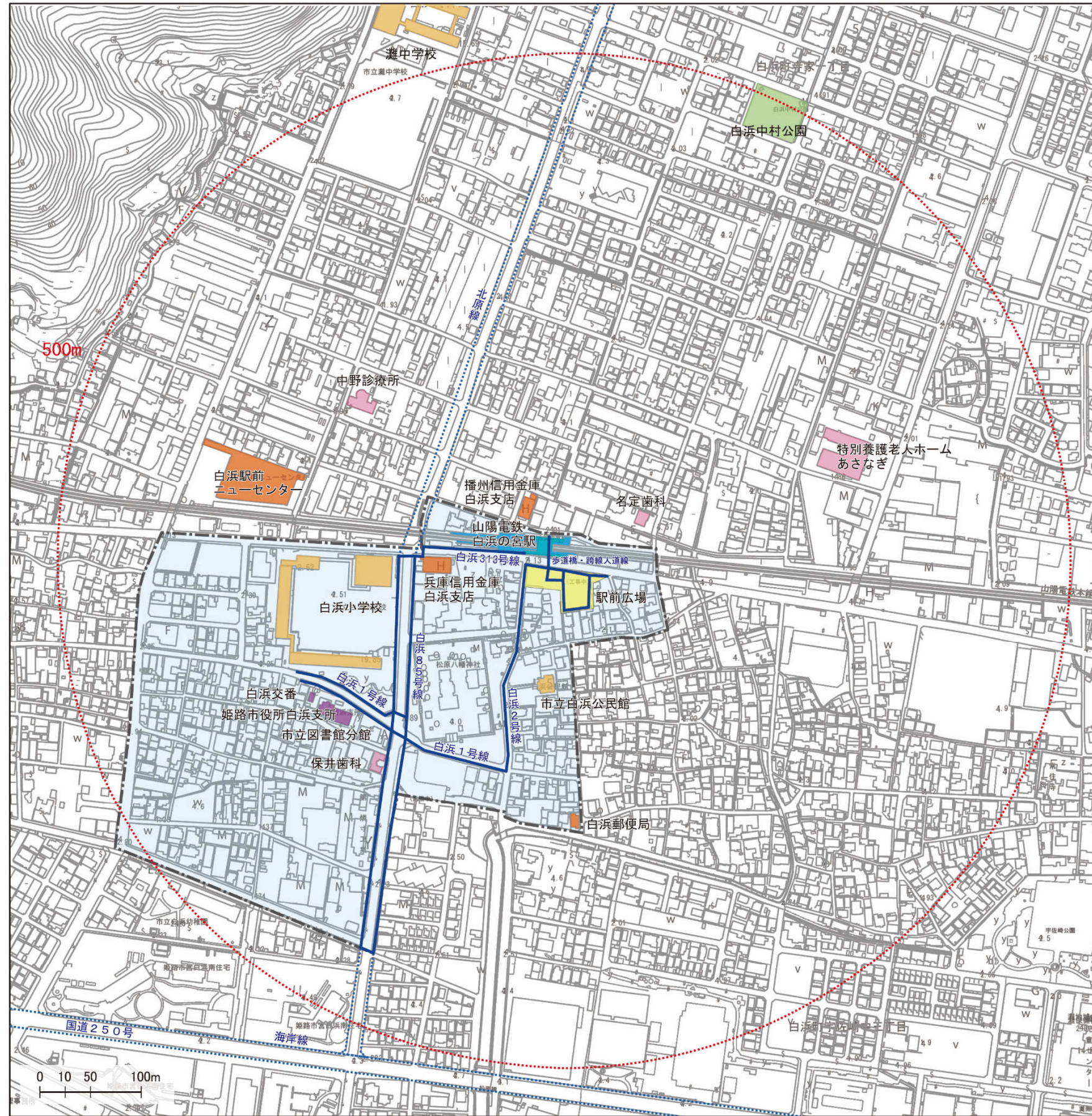
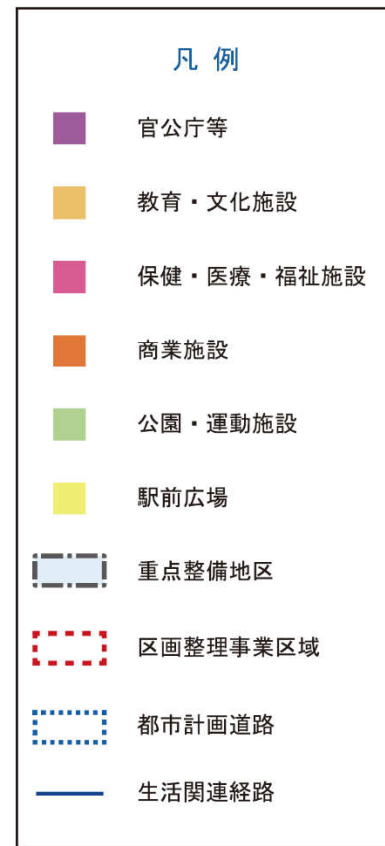
② 駅前広場

- ・駅前広場が整備され、交通結節点として機能向上が期待できる。
- ・山陽電鉄から他の交通機関に乗り継ぐルートについて、上屋の設置に関する要望が多い。

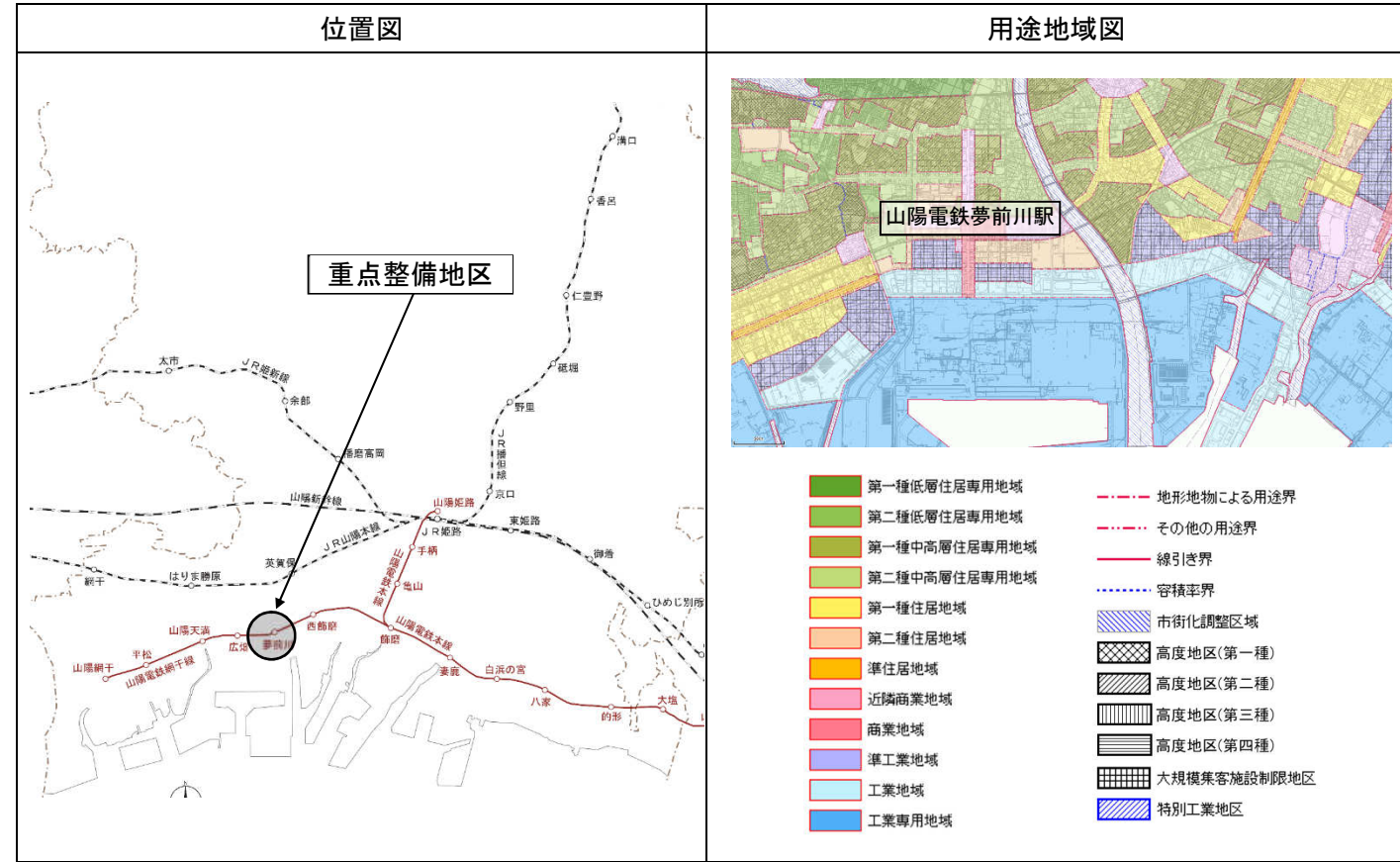
③ 道路

- ・駅にアクセスする経路に十分な幅員の連続した歩道を整備することが課題である。

山陽電鉄白浜の宮駅周辺地区【現況図】



山陽電鉄夢前川駅周辺地区【概況】



地区特性

【データ】
 (1) 山陽電鉄夢前川駅
 ① 1日平均乗降客数…1,762人/日（令和元年度）

② 駅の概要
 ・構造……………地上
 ・駅舎……………地上駅
 ・ホーム……………相対式2面2線
 ・改札口……………1

③ 自由通路
 ・南北自由通路（改札内通路に並行）

地区特性

【地区の特性】

- 山陽電鉄夢前川駅は、1日当たり乗降客数1,762人（令和元年度（2019年度））であり、駅北側は住居系、駅南側は住居系及び工業系土地利用となっている。
- 駅前広場は整備されておらず、他の公共交通機関との接続はなく、交通結節機能が極めて低い。
- 駅周辺には、駅の南側に主要な施設として製鉄記念広畑病院（改編予定）、商業施設、公園等が分布しており、特別養護老人ホームなどの福祉施設が建設予定である。
- 駅南側は、製鉄記念広畑病院の県立姫路循環器病センターとの統合再編に伴い「医療・介護ゾーン」として再整備が予定されている。

【バリアフリーから見た主な現況及び計画と課題】

① 鉄道駅

- 駅舎は地上駅であり、改札口は北側の1ヶ所のみで、南北の移動は改札内通路に並行する自由通路での移動となるが、通路幅が約100cmと狭いことから車いす通行時の相互通行が課題となっている。
- 改札内通路の幅員は約180cmとやや狭いことから、両側改札化も含めた南北通路の改良が課題となっている。
- 改札口は1ヶ所のみで、巡回駅（無人駅）となっていることから、周辺案内情報提供の充実が課題となる。カメラ付きインターホンでの対応がなされている。
- ホームへの移動は階段のみとなっており、エレベータ設置が課題である。
- 階段は勾配がやや急で、手すりが1段となっており、2段手すりの設置など障害者、高齢者等の利用しやすい整備が課題である。
- 一般トイレは入口が狭く、また車いす利用者等が使用できるバリアフリートイレの整備が課題である。

② 道路（病院周辺計画道路）

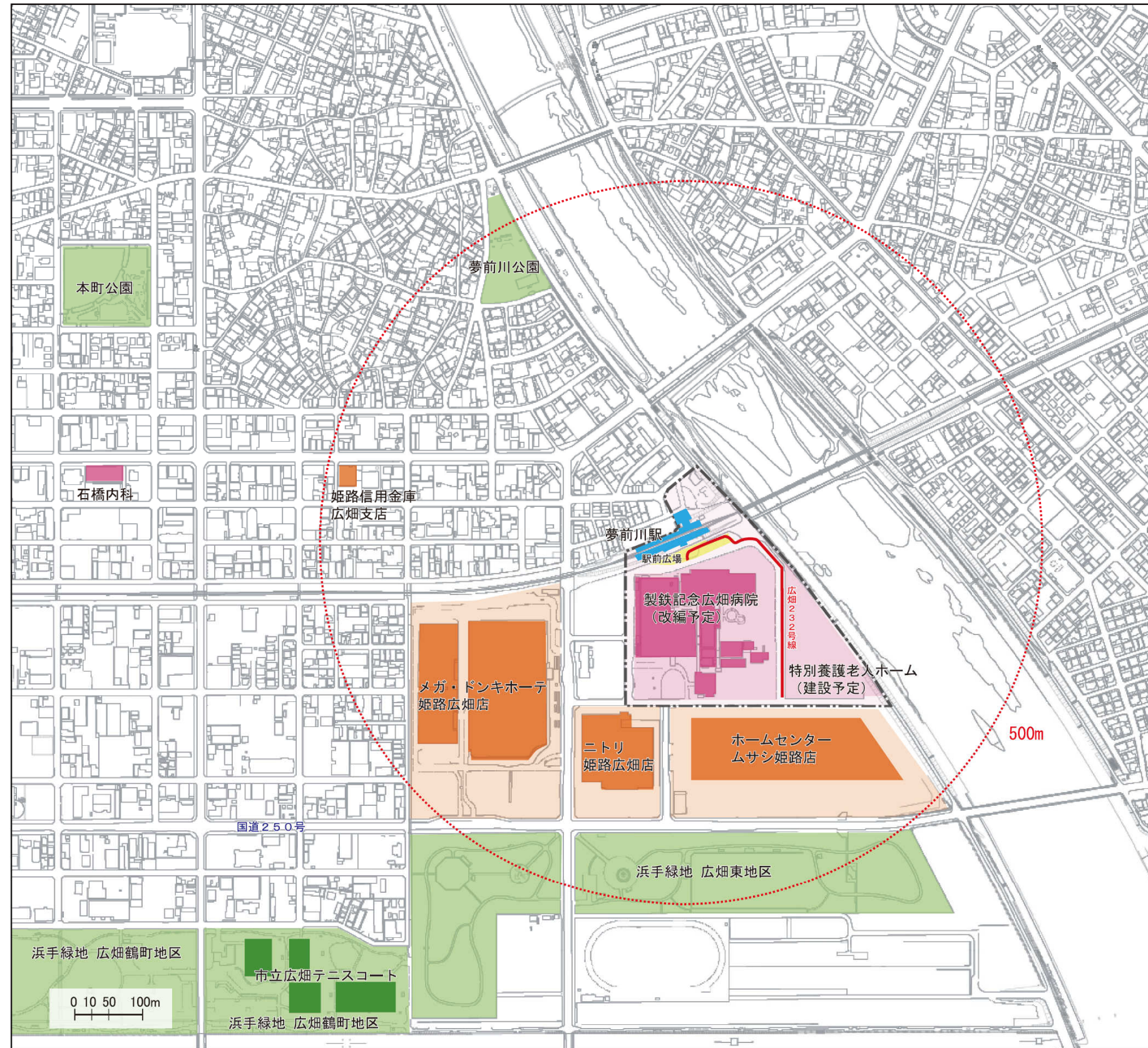
- 駅から病院等にアクセスする経路には、十分な幅員の連続した歩道が整備される予定である。
- 駅から病院等にアクセスする経路には、視覚障害者誘導用ブロックの敷設が必要である。
- 駅前広場には道路照明灯を設置するなど、十分な照度を確保することが課題である。

山陽電鉄夢前川駅周辺地区【現況図】



凡例

- 官公庁等
- 教育・文化施設
- 保健・医療・福祉施設
- 商業施設
- 公園・運動施設
- 駅前広場
- 重点整備地区（案）
- 区画整理事業区域
- 都市計画道路
- 生活関連経路（候補）



4. 重点整備地区の区域及び生活関連施設、生活関連経路の設定

(1) 重点整備地区の区域の考え方

重点整備地区の区域は、鉄道駅を中心として、高齢者、障害者等が通常徒歩で移動できる概ね500m～1kmの範囲において、生活関連施設の分布状況等を勘案して設定します。

本基本構想では、駅等を中心とした500mの範囲を徒歩圏として生活関連施設の分布状況等により重点整備地区を設定します。なお、500m～1kmに高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する生活関連施設が複数所在する場合は、駅等を中心とした1km以内の範囲で重点整備地区を設定します。

(2) 生活関連施設の考え方

生活関連施設は、高齢者、障害者等が日常よく利用する施設である、旅客施設、官公庁施設、福祉施設、医療施設、教育施設、文化・レクリエーション施設、都市公園、公益サービス施設（銀行等）、商業施設などとしします。また、それら施設を利用するための駐車場施設もあわせて生活関連施設として位置づけます。

なお、医療施設については、多数の高齢者、障害者等の利用が考えられる病院を、都市公園については、市民の憩いの場、多世代交流の場として広範囲な人の利用が考えられる近隣公園、地区公園、総合公園を生活関連施設としします。

(3) 生活関連経路の考え方

生活関連経路は、生活関連施設相互間の経路とし、生活関連施設へのアクセスや、地区の回遊性などに配慮し設定します。

なお、地形的制約等で移動等円滑化基準が満足できない区間でも、地区内のネットワークを形成する上で不可欠な区間については、生活関連経路に含めることとしします。

(4) 重点整備地区の区域、生活関連施設、生活関連経路の設定

重点整備地区の区域、生活関連施設及び生活関連経路の設定にあたっては、上記の考え方に基づき、「姫路市バリアフリー基本構想検討懇談会」及び「姫路市バリアフリー調査会議」の意見を踏まえ、次のように設定しました。

①JR 姫路駅・山陽姫路駅周辺地区

<区域>

- ・旧基本構想（平成 22 年度）では、J R 姫路駅を中心に概ね半径 1k m に含まれるエリアを対象としており、本基本構想では、姫路市文化コンベンションセンター、県立はりま姫路総合医療センター、J R 京口駅、J R 東姫路駅を含むエリアを、新たに重点整備地区に編入します。
- ・北は姫路公園南側を走る城南線、南は安田 1 丁目辺り、東は城東 94 号線、城陽 197 号線、下寺町線、西は船場川線で囲まれた区域とします。

<生活関連経路>

○ J R 姫路駅北側エリア

- ・ J R 姫路駅から姫路城及び南東の公共施設群へ至る南北の主軸として、「幹第 1 号線（大手前通り）」、「県道砥堀本町線」、「幹第 4 号線」等を生活関連経路とします。
- ・東西の主軸として、姫路城の南側を走る「幹第 5 号線（都市計画道路城南線）」、東に位置する保健所及び姫路商工会議所への経路として「国道 2 号」等を生活関連経路とします。

○ J R 姫路駅南側エリア

- ・ J R 姫路駅南側に位置する業務施設等を経て市役所方面への主軸として、「幹第 6 号線（駅南大路）」を生活関連経路とします。
- ・ J R 姫路駅の南東に集積する官公庁施設群への経路として、「県道姫路停車場線」、「県道中島姫路停車場線」等を生活関連経路とします。

○ J R 姫路駅周辺

- ・ J R 姫路駅周辺は、J R 山陽本線等連続立体交差事業、土地区画整理事業等に伴って都市計画道路「内々環状東線」・「内々環状西線」等が整備され、「内環状東線」の整備が進められています。
- ・駅周辺の回遊性、アクセシビリティ向上のために、「幹第 8 号線（都市計画道路十二所前線）」及び都市計画道路「内々環状東線」・「内々環状西線」・「内々環状南線」を生活関連経路として位置づけます。
- ・ J R 山陽本線等連続立体交差事業に併せて整備された駅高架下を抜ける東西の「自由通路」についても生活関連経路とします。
- ・土地区画整理事業及び街路事業により整備される、都市計画道路「東駅前線」・「内環状東線」を生活関連経路とします。
- ・県立はりま姫路総合医療センターへの経路として、「県道姫路停車場線」、「幹第 78 号線（都市計画道路十二所前線）」等を生活関連経路として位置づけます。また、商業施設及びキャスティ 21 公園、姫路市文化コンベンションセンターの 2 階デッキについても生活関連経路とします。

○ J R 京口駅周辺

- ・姫路市文化コンベンションセンター及び県立はりま姫路総合医療センターへの経路として、「城東 238 号線」、「城東 239 号線」等を生活関連経路として位置づけます。

○ J R 東姫路駅周辺

- ・姫路市文化コンベンションセンター及び県立はりま姫路総合医療センターへの経路として、「城東 146 号線」、「幹第 78 号線（都市計画道路十二所前線）」等を生活関連経路として位置づけます。

道路名等	備考
国道 2 号	
県道砥堀本町線	
県道姫路停車場線（区間変更）	土地区画整理事業区域内を除く
県道中島姫路停車場線（旧県道阿成姫路停車場線）	旧城陽 30 号線を含む
県道姫路環状線	交差点のみ
主要地方道姫路港線	
幹第 1 号線（大手前通り）	
幹第 3 号線 ※1	
幹第 4 号線	内々環状東線、東駅前線を除く
幹第 5 号線（区間変更）	
幹第 6 号線（駅南大路）	
幹第 8 号線	
幹第 22 号線	
幹第 76 号線（都市計画道路下寺町線）※1	
幹第 78 号線（都市計画道路十二所前線）※1	
都市計画道路内々環状東線	
都市計画道路内々環状西線	
都市計画道路内々環状南線 ※2	城陽 85 号線を除く
都市計画道路東駅前線 ※1	
都市計画道路内環状東線 ※1, ※2	
区画道路区 15-2 号 ※1	
自由通路	
駅前広場（姫路駅 北・南）	
駅前広場（京口駅 東・西）	
駅前広場（東姫路駅）	
城南 1 号線（みゆき通り）	車道（道交法の規制による歩道）
城南 2 号線	車道
城南 20 号線	
城南 24 号線	
城南 25 号線	
城南 104 号線	車道
城南 159 号線 ※1	
城陽 27 号線	
城陽 56 号線	
城陽 76 号線	
城陽 85 号線	
城陽 104 号線	
城東 39 号線	
城東 92 号線	
城東 146 号線 ※1	
城東 216 号線	
城東 238 号線	
城東 239 号線	
城東 242 号線 ※1	
キャストィウオーク（歩行者デッキ） （JR 姫路駅～アクリエひめじ）	エレベータ 4 基 一部通行出来ない時間有
通路（すこやかセンター、ものづくり大学敷地内）	

※1 姫路駅周辺土地区画整理事業により整備 ※2 街路事業により整備

<生活関連施設>

重点整備地区内の生活関連施設を以下に示します。

区別	施設名
旅客施設	J R 姫路駅
	山陽姫路駅
	J R 京口駅
	J R 東姫路駅
官公庁施設	姫路総合庁舎
	姫路法務局合同庁舎
	姫路税務署
	姫路年金事務所
	ハローワーク
	姫路警察署
教育・文化施設	姫路市民会館
	イーグレ姫路
	姫路女学院中学・高等学校
	白鷺小・中学校
	姫路聴覚特別支援学校
	姫路市総合教育センター
	姫路市文化コンベンションセンター（アクリエひめじ）
保健・医療・福祉施設	保健所
	城陽江尻病院
	城南多湖病院
	県立はりま姫路総合医療センター
	すこやかセンター
商業施設	山陽百貨店
	マックスバリュ北条店
	マックスバリュイオンタウン姫路店
	姫路郵便局
	テラッソ姫路
	ピオレ姫路
都市公園	大手前公園
	家老屋敷跡公園
	北条公園
	運河公園
	キャストイ 21 公園

②JR 英賀保駅周辺地区

<区域>

- ・ J R 英賀保駅を中心に概ね半径 500m に含まれるエリアを対象とします。
- ・ 駅の北側は土地区画整理事業が施行中であり、都市計画道路四ツ池線、苜編バイパス南公園を境界とする区域とし、駅南側は、英賀 47 号線、付城公園を境界とする区域とします。

<生活関連経路>

- ・ 駅の北側は、苜編バイパス南公園へ至る都市計画道路「英賀北線」・「四ツ池線」等を生活関連経路とします。
- ・ 駅の南側は、駅前広場を経て各生活関連施設へ至る経路として、「県道英賀保停車場線」、「県道姫路環状線」、「県道和久今宿線」等を生活関連経路とします。
- ・ 駅の南北を接続する経路として、跨線人道橋を生活関連経路とします。

道路名等	備考
県道和久今宿線	
県道姫路環状線	
県道英賀保停車場線	
県道付城細江線	
都市計画道路四ツ池線 ※1	
都市計画道路英賀北線 ※1	
荒川 347 号線 ※1	
駅前広場（北側）	
駅前広場（南側）	
幹第 62 号線	
英賀 43 号線	車道
跨線人道橋	エレベータ 2 基

※1 英賀保駅周辺土地区画整理事業により整備

<生活関連施設>

重点整備地区内の生活関連施設を以下に示します。

区別	施設名
旅客施設	J R 英賀保駅
保健・医療・福祉施設	入江病院
商業施設	J A 兵庫西英賀保支店
	播州信用金庫英賀保支店
	英賀保駅前郵便局
都市公園	付城公園
	苜編バイパス南公園

③JR 網干駅周辺地区

<区域>

- ・ J R 網干駅を中心とする半径 500m のエリアの内、駅南側を主とするエリア及び JR 網干駅前土地区画整理事業区域を対象とします。
- ・ 駅の北側は土地区画整理事業が施行中であり、区画道路 5-1 号線を北端とし、南側は幹第 42 号線と主要地方道太子御津線の交差点を南端とする区域とします。

<生活関連経路>

- ・ 駅の南側は、駅前広場を経由して南に延びる「幹第 42 号線（都市計画道路網干駅前線）」を生活関連経路とします。
- ・ J R 網干駅に併設されている「自由通路」についても生活関連経路とします。
- ・ 駅の北側は、駅前広場及び都市計画道路「網干駅北線」・「網干線」を生活関連経路とします。

道路名等	備考
幹第 42 号線	南駅前広場を除く
駅前広場（南側）	
自由通路	エレベータ 2 基
駅前広場（北側）	
都市計画道路網干駅北線※1	
都市計画道路網干線※1	

※1 J R 網干駅前土地区画整理事業により整備

<生活関連施設>

重点整備地区内の生活関連施設を以下に示します。

区別	施設名
旅客施設	J R 網干駅
商業施設	兵庫信用金庫網干駅支店
	網干駅前郵便局

④山陽電鉄白浜の宮駅周辺地区

<区域>

- ・山陽電鉄白浜の宮駅を中心とする半径 500mのエリアの内、駅南側を主とするエリアを対象とします。
- ・駅の北側の白浜 154 号線を北端とし、南側は白浜 85 号線と白浜 75 号線が交差する範囲までを区域とします。

<生活関連経路>

- ・駅南側の白浜小学校と白浜支所にアクセスする「白浜 85 号線」等を生活関連経路とします。

道路名等	備考
白浜 313 号線 (旧国道 250 号)	
白浜 1 号線	
白浜 2 号線	車道
白浜 85 号線	
歩道橋・跨線人道橋	エレベータ 2 基
駅前広場	

<生活関連施設>

重点整備地区内の生活関連施設を以下に示します。

区別	施設名
旅客施設	山陽電鉄白浜の宮駅
官公庁施設	姫路市役所白浜支所
教育・文化施設	市立図書館白浜分館 (支所に併設)
	白浜小学校
商業施設	兵庫信用金庫白浜支店

⑤山陽電鉄夢前川駅周辺地区

<区域>

- ・山陽電鉄夢前川駅を中心とする半径 500mのエリアの内、駅南側を主とするエリアを対象とします。

<生活関連経路>

道路名等	備考
広畑 232 号線	

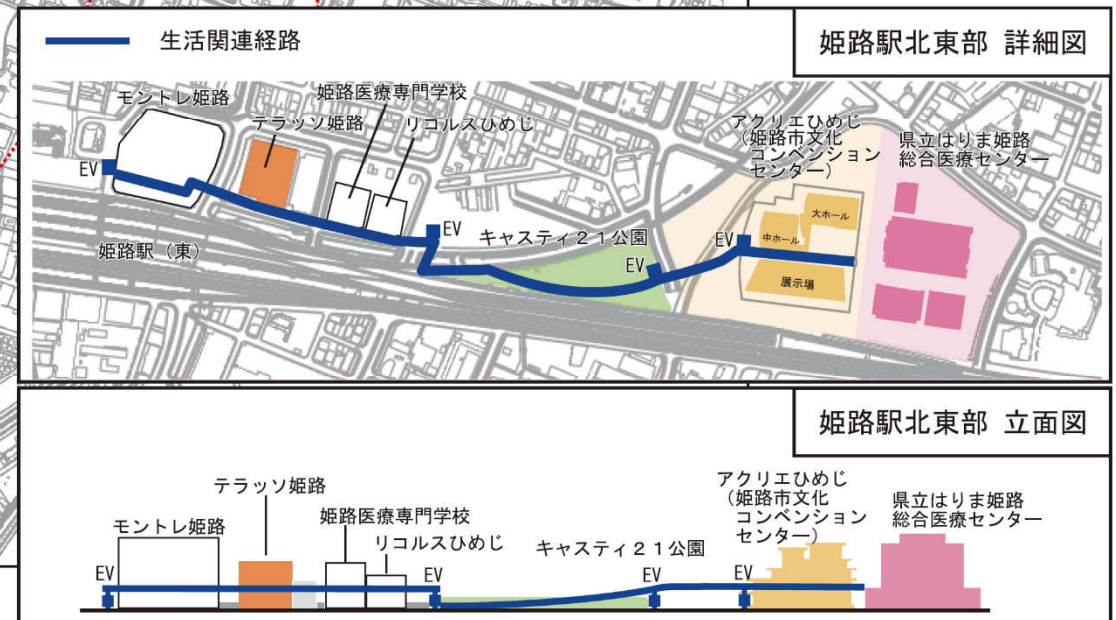
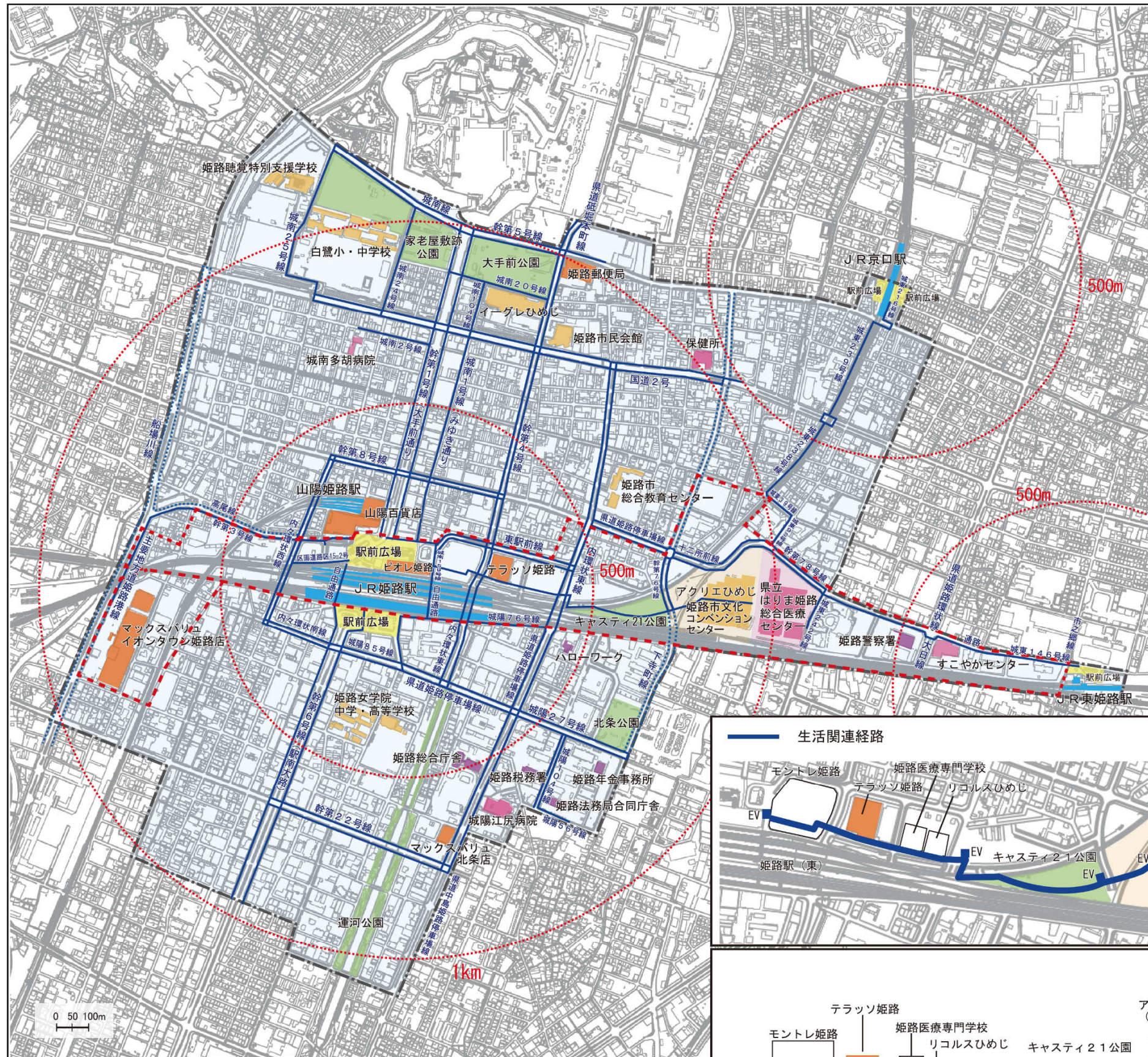
<生活関連施設>

重点整備地区内の生活関連施設を以下に示します。

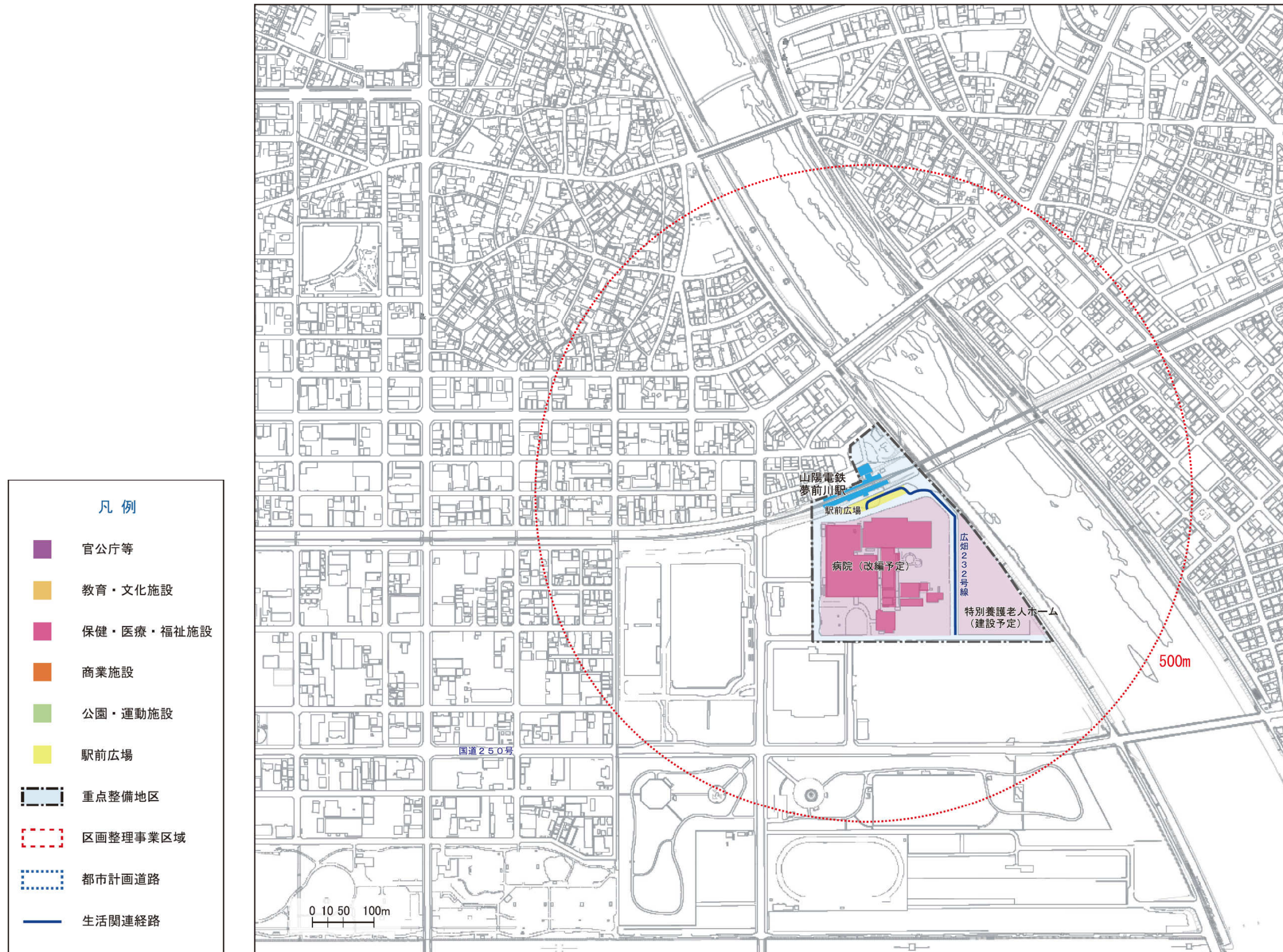
区別	施設名
旅客施設	山陽電鉄夢前川駅
保健・医療・福祉施設	病院（改編予定）
	特別養護老人ホーム（建設予定）

重点整備地区の区域及び生活関連施設、生活関連経路【JR 姫路駅・山陽姫路駅周辺地区】

- 凡例
- 官公庁等
 - 教育・文化施設
 - 保健・医療・福祉施設
 - 商業施設
 - 公園・運動施設
 - 駅前広場
 - 重点整備地区
 - 区画整理事業区域
 - 都市計画道路
 - 生活関連経路



重点整備地区の区域及び生活関連施設、生活関連経路【山陽電鉄夢前川駅周辺地区】



第4章 重点整備地区の整備方針と整備メニュー

1. 整備の基本方針

各施設の整備については、国が定めた「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」をはじめとする各基準、各種ガイドライン、兵庫県の「福祉のまちづくり条例」等に沿った整備を基本とし、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの視点を取り入れるとともに、できる限り市民・当事者のニーズを反映した整備を推進します。

(1) 鉄道駅舎

■移動円滑化された経路の確保

< J R 姫路駅・山陽姫路駅 >

- ・ J R 姫路駅、山陽姫路駅においては、乗降客数も多く、姫路市の中心地という駅の立地特性から、旅客の移動が最も一般的な経路（主動線）のバリアフリー化に加え、可能な限り複数の経路のバリアフリー化に努めます。

< J R 京口駅・ J R 東姫路駅・ J R 英賀保駅・ J R 網干駅・山陽電鉄白浜の宮駅・山陽電鉄夢前川駅 >

- ・ 旅客の移動が最も一般的な経路（主動線）のバリアフリー化を図ります。

■移動施設

① エレベーター、エスカレーター

< J R 姫路駅・山陽姫路駅・ J R 京口駅・ J R 東姫路駅・ J R 英賀保駅・ J R 網干駅・山陽電鉄白浜の宮駅・山陽電鉄夢前川駅 >

- ・ 誰もが自力で移動できることを基本とし、できる限り主動線に近い位置にエレベーターを設置します。

< J R 姫路駅・山陽姫路駅 >

- ・ 姫路市の中心駅であり、高齢者等の利用を想定しエスカレーターを設置します。

② 階段

- ・ 両側に、2段手すりを設置します。また、滑りにくい仕上げで、段を容易に識別できるものとしします。

■情報案内施設

① 視覚障害者誘導用ブロック

- ・ 駅出入口から改札口を経て車両へ至る経路上に、連続して誘導用ブロックを敷設します。また、トイレ、エレベーター等主要施設への誘導用ブロックを敷設します。
- ・ プラットホーム上には、転落防止のため点状ブロックを連続して敷設します。
- ・ 誘導用ブロックの色は黄色を原則とします。ただし、周辺床材の色との十分な明度差、輝度比を確保する場合は、他の色を採用することも可とします。

② 点字表示

- ・券売機、運賃表、エレベーター、階段手すり等に点字表示を行います。
- ・駅の主要な出入口付近には、駅構内の施設の配置を示した点字案内板を設置します。

③ 案内サイン

- ・駅出入口から改札口を経て車両へ至る経路上に、連続して案内サインを設置します。トイレ、エレベーター等主要施設の案内サインを設置します。また、併せて視覚障害者に音声による案内を行う設備の設置を検討します。
- ・案内サインは、高齢者、障害者等に配慮した文字の大きさとしします。また、ピクトグラム（絵文字）等による表記を行います。
- ・路線図（運賃表）、時刻表等は、高齢者、障害者等に配慮した文字の大きさ、設置位置、角度等にします。
- ・異常時及び列車接近などを文字等及び音声により警告するなど運行情報等案内設備の設置を検討します。

■ 利便施設

① トイレ

- ・障害者、オストメイト、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた人等の利用に配慮した多機能トイレを設置します。
- ・一般用トイレは、手すり付腰掛け式便器をできる限り設置します。また、できる限り段差の解消を図ります。
- ・トイレの入口には男女の区別等が分かる点字案内板を設置します。

② 休憩設備

- ・ベンチ等休憩施設を設置します。

■ 個別施設

① プラットホーム

- ・プラットホーム端等に転落防止柵を設置します。
- ・緊急押しボタン等緊急時の対応設備を整備します。

② 改札口

- ・有効幅 80cm 以上の改札口を 1 以上設置します。

③ 券売機

- ・車いす使用者が容易に利用できる券売機を設置します。

④ 乗車券等販売所・案内所

- ・カウンターを設ける場合は、高齢者、車いす使用者等に配慮した構造とします。

⑤ プラットホームと車両との段差等

- ・プラットホームと車両との段差・隙間は技術的に可能な限り小さくなるよう改善します。

(2) 車両

① 鉄道車両

- ・車両の更新時に、1列車ごとに2以上の車いすスペースを設置します。
- ・車両の更新時に、車両連結部の転落防止装置を順次設置します。
- ・車両の更新時に、車両内において音声案内・文字による情報案内設備の設置を検討します。

② バス車両

- ・車両の更新時には、車いす使用者等の円滑な乗降を可能とするため、バリアフリー対応バスの導入を推進します。
- ・車いすスペース、車外用放送装置を設置します。

(3) 駅前広場、バス停留所

① 駅前広場

- ・駅及びバス停留所、公共施設等主要施設等への案内サインを充実します。
- ・視覚障害者誘導用ブロックを敷設します。また、ベンチ等休憩施設、照明施設を設置します。
- ・駅前広場の新設及び改良時には、利便性の高い障害者用駐停車帯を設置します。

② バス停留所

- ・バスが正着し、車いす使用者等が円滑に乗降できる構造とします。
- ・視覚障害者誘導用ブロックを敷設します。
- ・バス路線図、時刻表等は、高齢者・障害者等に配慮した位置・文字の大きさとし、併せて案内板・バス路線図については点字表示を前向きに進めます。
- ・上屋、ベンチ等休憩施設、照明施設の設置については、関係機関並びに地元自治会と調整しながら検討します。

(4) 道路

① 既設道路の改良

- ・歩道の段差改善、舗装面の改修、縦断・横断勾配の改善等歩道の改良を図ります。
- ・目の細かいグレーチング等への付け替え、側溝・水路等の蓋がけ等の改良を図ります。
- ・歩道の有効幅員を確保するため電柱や車止め等の移設・改良に努めます。
- ・姫路市自転車ネットワーク整備プログラムに基づき順次整備に努めます。

② 視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良

- ・線状・点状ブロックを必要箇所に敷設します。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの色は黄色を原則とします。ただし、周辺の舗装材との対比を考慮して明度差、輝度比を確保できる場合は、他の色を採用することも可とします。

③ 障害物等の撤去・規制

- ・歩道の阻害要因となっている不法駐輪・駐車車両、路上駐車車両の撤去・規制に努めます。
- ・商品・看板等の道路上へのはみ出しに対する指導及び撤去に努めます。

④ 歩道の新設

- ・都市計画道路等の整備に合わせて、基準に沿った歩道を設置します。

⑤ 道路照明等の整備

- ・ 通行の安全性を考慮して、道路照明等の照明施設を適切に配置します。

(5) 信号機等、道路の交通規制

① 既設信号の改良

- ・ 高齢者・障害者等に配慮して、必要な箇所では歩行者青時間の延長を行います。また、視覚障害者に配慮して、必要な箇所に音響信号を設置します。
- ・ 音響信号が設置されている交差点では、視覚障害者に配慮したエスコートゾーン（視覚障害者用道路横断帯）の設置を検討します。

② 信号の新設

- ・ 交差点では、必要な箇所に信号を新設します。

③ 交通規制等による歩行空間の確保

- ・ 歩道が確保できない生活関連経路では、一方通行化や車両交通規制等による歩行空間の確保を検討します。

④ 横断部の改良

- ・ 交差点の横断部では、必要な箇所に横断歩道の設置等を検討します。

(6) 都市公園

- ・ 出入口や園路に段差を設けないようにし、段差が出来る場合はスロープを設置します。
- ・ ベンチ等休憩施設を設置します。
- ・ 高齢者、障害者等に配慮したトイレを設置します。
- ・ 公園内を案内するわかりやすい案内板を設置します。

(7) 建築物

- ・ 障害者用駐車スペースを設置します。
- ・ 出入口・通路に段差を設けないようにし、段差が出来る場合はスロープを設置します。
- ・ 敷地内通路等に視覚障害者誘導用ブロックを設置します。
- ・ 高齢者、障害者等に配慮した出入口、廊下、階段を設置します。
- ・ エレベーターを設置する場合は、障害者が利用しやすい操作盤を設置します。
- ・ 高齢者、障害者等に配慮したトイレを設置します。
- ・ 施設内設備への標識設置、点字案内板の設置を検討します。

(8) 路外駐車場

- ・ 障害者用駐車スペースを設置します。
- ・ 出入口・通路に段差を設けないようにし、段差が出来る場合はスロープを設置します。
- ・ エレベーターを設置する場合は、障害者が利用しやすい操作盤を設置します。
- ・ 施設内の設備への標識設置、点字案内板の設置を検討します。

2. 地区別、車両の整備メニュー

各事業者が特定事業計画を策定するあたり、特に留意すべき具体的整備項目を重点整備地区別に整備メニューとして示します。また、全地区に関する車両についても整備メニューとして示します。

なお、整備の目標年次については、以下のとおり短期・長期項目に区分します。

整備目標	内容
短期	令和7年度（2025年度）までに整備する項目
長期	令和8年度（2026年度）以降に整備する項目

【長期的な課題】

現段階において、整備の時期が確定できない事項についても、長期的な展望のもと課題として示します。

凡 例

整備メニュー、長期的な課題の表中
■ 事業主体
交通 : 公共交通事業者
道路 : 道路管理者・施設設置管理者
公安 : 公安委員会
公園 : 公園管理者
建築 : 建築物管理者
■ 整備目標
○ : 整備目標時期
→○ : 整備可能なものから順次整備するもの
→ : 継続的に実施するもの

(1) JR 姫路駅・山陽姫路駅周辺地区

① 鉄道駅舎の整備メニュー

< J R 姫路駅（在来線） >

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標	
				短期 （～R7）	長期 （R8～）
移動施設	改札内エレベーター設置	交通	整備済 ^{※1}	—	—
	改札内エスカレーター設置			—	—
	階段両側に2段手すりの設置			—	—
	階段・段鼻の識別表示			—	—
情報案内施設	視覚障害者誘導用ブロックの敷設			—	—
	路線図(運賃表)・料金表等の点字表示			—	—
	点字案内板の設置			—	—
	音声誘導設備の設置			—	—
	運行情報等案内設備(文字等・音声)の設置			—	—
	主要施設への案内サインの設置			—	—
利便施設	多機能トイレの設置			—	—
	一般用トイレに手すり付腰掛け式便器・小便器の設置			—	—
	トイレの点字案内板等の設置			—	—
	ベンチ等休憩施設の設置			—	—
個別施設	ホーム端等の転落防止柵等の設置			—	—
	幅広タイプの改札口の設置			—	—
	車いす使用者が利用しやすい券売機の設置			—	—
	ホームと車両の段差等の改善			—	—
	緊急時の対応設備の整備			—	—
	ホーム転落防止柵、可動柵の設置				○

※1 旧基本構想（平成14年度）に基づき整備完了

< J R 新幹線姫路駅 >

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標	
				短期 (~R7)	長期 (R8~)
移動施設	改札内エレベーター設置	交通	整備済 ^{※1}	-	-
	改札内エスカレーター設置(下り)			-	-
	階段手すり等の改良(2 段手すり化)			-	-
	階段端部の改良(段鼻の識別表示)			-	-
情報案内施設	視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良		整備済 ^{※1}	-	-
	音声誘導設備の設置			-	-
	運行情報等案内設備(文字等・音声)の設置			-	-
利便施設	障害者用トイレの多機能化			-	-
	一般用トイレの改良			-	-
	トイレの点字案内板等の設置			-	-
個別施設	幅広タイプの改札口の設置			-	-
	緊急時の対応設備の整備			-	-

※ 1 旧基本構想（平成 14 年度）に基づき整備完了

※ 2 旧基本構想（平成 22 年度）及び旧基本構想【別冊】（平成 28 年度）に基づき整備完了

< 山陽姫路駅 >

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標	
				短期 (~R7)	長期 (R8~)
移動施設	階段に 2 段手すり設置	交通	整備済 ^{※2}	-	-
	階段・段鼻の識別表示			-	-
情報案内施設	視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良		整備済 ^{※1}	-	-
	運賃表、券売機等の点字表示			-	-
	点字案内板・音声誘導設備の設置			-	-
	トイレ、エレベーター等主要施設への案内サインの設置・改良			-	-
利便施設	障害者用トイレの多機能化			-	-
	トイレに点字案内板等の設置			-	-
	ベンチ等休憩施設の設置			-	-
個別施設	ホームの車両止め部分等に転落防止柵の設置			-	-
	乗車券等販売所の改良			-	-
	ホームと車両の隙間・段差等の改善		-	-	

※ 1 旧基本構想（平成 14 年度）に基づき整備完了

※ 2 旧基本構想（平成 22 年度）及び旧基本構想【別冊】（平成 28 年度）に基づき整備完了

< J R 京口駅 >

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標	
				短期 (~R7)	長期 (R8~)
移動施設	改札内エレベーター設置	交通		※	
	スロープの設置(エレベーターアクセス)			※	
	階段両側に2段手すりの設置			※	
	階段・段鼻の識別表示		整備済	-	-
情報案内施設	視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良		整備済	-	-
	路線図(運賃表)・料金表等の点字表示		整備済	-	-
	点字案内板の設置			※	
	音声誘導設備の設置			※	
	運行情報等案内設備(文字等・音声)の設置		整備済	-	-
	主要施設への案内サインの設置		整備済	-	-
利便施設	多機能トイレの設置			※	
	トイレの点字案内板等の設置		整備済	-	-
	ベンチ等休憩施設の設置		整備済	-	-
個別施設	ホーム端等の転落防止柵等の設置		整備済	-	-
	車いす使用者が利用しやすい券売機の設置	整備済	-	-	
ホーム	端部警告ブロックの二列化		※		
	端部行止柵		※		

※実施時期については未定

< J R 東姫路駅 >

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標	
				短期 (~R7)	長期 (R8~)
移動施設	交通	整備済	-	-	
情報案内施設			-	-	
利便施設			-	-	
個別施設			-	-	

② 駅前広場の整備メニュー

< J R 姫路駅・山陽姫路駅 >

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標	
				短期 (～R7)	長期 (R8～)
駅前広場 (北)	バスターミナルの新設	道路	整備済 ^{※2}	—	—
	ベンチ等休憩施設、照明施設の設置		整備済 ^{※2}	—	—
	視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良		整備済 ^{※2}	—	—
	障害者用駐停車帯の設置		整備済 ^{※2}	—	—
	誰にでもわかりやすい主要施設への案内サインの設置		整備済 ^{※2}	—	—
	歩行者デッキ・エレベーター・エスカレーターの設置		整備済 ^{※2}	—	—
駅前広場 (南)	バス停留所の改良(ノンステップバス等対応)	交通	整備済 ^{※1}	—	—
	視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良	道路・ 交通	整備済 ^{※2}	—	—

※1 旧基本構想（平成14年度）に基づき整備完了

※2 旧基本構想（平成22年度）及び旧基本構想【別冊】（平成28年度）に基づき整備完了

< J R 京口駅 >

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標	
				短期 (～R7)	長期 (R8～)
駅前広場 (東)	障害者用駐停車帯の設置	道路		○	
	視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良			○	
駅前広場 (西)	障害者用駐停車帯の設置			○	
	視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良			○	

< J R 東姫路駅 >

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標	
				短期 (～R7)	長期 (R8～)
駅前広場	バス乗降場の設置	道路	整備済	—	—
	タクシー乗降場の設置			—	—
	自家用車乗降場の設置			—	—
	障害者用駐停車帯の設置			—	—
	視覚障害者誘導用ブロックの敷設			—	—
	ベンチ等休憩施設、照明施設の設置			—	—
	誰にでもわかりやすい主要施設への案内サインの設置			—	—

③ 道路等の整備メニュー

< J R 姫路駅・山陽姫路駅周辺 >

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標	
				短期 (~R7)	長期 (R8~)
既設道路	歩道の舗装面の改善	道路	※3	→	○
	歩道の縦断勾配の改善		整備済※2	—	—
	歩道の横断勾配の改善		整備済※2	—	—
	グレーチングの改良		整備済※2	—	—
	車止め等の改良		整備済※2	—	—
	柵・車止め等の移設・改良による歩道の有効幅員の確保		整備済※2	—	—
	自動車の速度抑制措置による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保	公安・道路	整備済※2	—	—
	歩道有効幅員確保のための電線共同溝の整備	道路		○	
誘導ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良	道路	※3	○	
障害物等	不法駐車車両の撤去	公安	継続実施	→	→
	不法駐輪車両の撤去	公安・道路	継続実施	→	→
	商品・看板のみ出しに対する指導及び撤去	道路	継続実施	→	→
都市計画 道路等 (十二所前線 (県道姫路 停車場線) を含む)	歩道の新設	道路	※3	→	○
	視覚障害者誘導用ブロックの敷設		※3	→	○
	細目グレーチングの設置		※3	→	○
	歩道照明の設置		※3	→	○
	歩道有効幅員確保のための電線共同溝の整備		※3	→	○
自由通路の新設		※3	→	○	

- ※2 旧基本構想（平成22年度）及び旧基本構想【別冊】（平成28年度）に基づき整備完了
- ※3 旧基本構想（平成22年度）及び旧基本構想【別冊】（平成28年度）に基づき一部整備完了

< J R 京口駅～アクリエひめじ >

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標	
				短期 (～R7)	長期 (R8～)
既設道路	歩道の拡幅	道路		○	
	歩道の横断勾配の改善			○	
	車乗り入れ防止柵等の改良			○	
障害物等	植栽帯・電柱等の障害物の撤去・移設・改善	道路		○	
誘導ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良	道路		○	

< J R 東姫路駅～アクリエひめじ >

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標	
				短期 (～R7)	長期 (R8～)
誘導ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良(交差点部)	道路		○	
通路等	障害者が利用しやすい通路幅員の確保	建築			○

④ 信号、交通規制に関する整備メニュー

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標	
				短期 (～R7)	長期 (R8～)
既設信号	歩行者青時間の延長等の改良(状況に応じて改善)	公安		→	○
	主要交差点に音響信号設置 (宮西町4丁目・姫路警察署前)			→	○
	信号灯器のLED化 (宮西町4丁目・姫路警察署前)			→	○
	信号機の設置(東姫路駅前)		○		
交通規制等による歩行空間の確保			整備済 ^{※2}	—	—

※2 旧基本構想(平成22年度)及び旧基本構想【別冊】(平成28年度)に基づき整備完了

⑤ 都市公園に関する整備メニュー

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標	
				短期 (～R7)	長期 (R8～)
通路等	出入口・園路の段差の解消	公園	整備済 ^{※2}	—	—
	休憩施設(ベンチ等)の設置		整備済 ^{※2}	—	—
トイレ	障害者用トイレの設置・改善		整備済 ^{※2}	—	—
案内表示	わかりやすい案内板の設置・改良		※3	→	○

※2 旧基本構想(平成22年度)及び旧基本構想【別冊】(平成28年度)に基づき整備完了

※3 旧基本構想(平成22年度)及び旧基本構想【別冊】(平成28年度)に基づき一部整備完了

⑥ 建築物に関する整備メニュー

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標	
				短期 (～R7)	長期 (R8～)
駐車場	障害者用駐車スペースの設置	建築	継続実施 ^{※4}	→	→
通路等	出入口・通路の段差解消		継続実施 ^{※4}	→	→
	障害者が利用しやすい出入口の設置		継続実施 ^{※4}	→	→
	障害者が利用しやすい通路幅員の確保		継続実施 ^{※4}	→	→
階段	手摺りの設置		継続実施 ^{※4}	→	→
	滑り止め・蹴込板の設置		継続実施 ^{※4}	→	→
トイレ	障害者用トイレの設置		継続実施 ^{※4}	→	→
エレベーター	エレベーターの設置		継続実施 ^{※4}	→	→
	障害者が利用しやすい操作盤の設置		継続実施 ^{※4}	→	→
誘導ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの敷設		継続実施 ^{※4}	→	→
案内表示	施設内設備への標識設置		継続実施 ^{※4}	→	→
	点字案内板の設置		継続実施 ^{※4}	→	→

※4 ハートビル法又はバリアフリー法に基づき整備完了。今後も基準を満たすよう維持する。

(2) JR 英賀保駅周辺地区

① 鉄道駅舎の整備メニュー

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標		
				短期 (～R7)	長期 (R8～)	
移動施設	改札内エレベーター設置	交通	整備済 ^{※1}	—	—	
	駅入口段差の解消(スロープの設置)			—	—	
	階段に2段手すりの設置			—	—	
	階段・段鼻の識別表示			—	—	
情報案内施設	視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良			—	—	
	点字案内板の設置			—	—	
	音声誘導設備の設置			—	—	
	運行情報等文字表示案内設備の設置			—	—	
	主要施設への案内サインの設置・改良			—	—	
利便施設	多機能トイレの設置			—	—	
	トイレの点字案内板等の設置			—	—	
	ベンチ等休憩施設の設置・改良			—	—	
個別施設	ホーム端等の転落防止柵等の設置			整備済 ^{※2}	—	—
	幅広タイプの改札口の設置			整備済 ^{※1}	—	—
	緊急時の対応設備の整備			—	—	—

※1 旧基本構想(平成14年度)に基づき整備完了

※2 旧基本構想(平成22年度)及び旧基本構想【別冊】(平成28年度)に基づき整備完了

② 駅前広場の整備メニュー

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標	
				短期 (～R7)	長期 (R8～)
駅前広場 (南)	段差の改善	道路	整備済 ^{※1}	—	—
	歩車道の分離			—	—
	縦断勾配の改善			—	—
	舗装の改善			—	—
	視覚障害者誘導用ブロックの敷設			—	—
	バス停留所の改良 (ノンステップバス等対応・上屋、ベンチの設置)			—	—
	見やすいバス路線図、時刻表への改良と点字表示			—	—
	駐輪場の整備			—	—

※1 旧基本構想(平成14年度)に基づき整備完了

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標	
				短期 (～R7)	長期 (R8～)
駅前広場 (北)	バス乗降場の設置	道路	整備済	—	—
	タクシー乗降場の設置			—	—
	自家用車乗降場の設置			—	—
	障害者用駐停車施設の設置			—	—
	視覚障害者誘導用ブロックの敷設			—	—
	照明施設の設置			—	—

③ 道路等の整備メニュー

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標	
				短期 (～R7)	長期 (R8～)
既設道路	歩道の段差の改善	道路	整備済 ^{※1}	—	—
	歩道の舗装面の改善		整備済 ^{※1}	—	—
	歩道の縦断勾配の改善		整備済 ^{※1}	—	—
	歩道の横断勾配の改善		整備済 ^{※1}	—	—
	グレーチング等の改良		整備済 ^{※1}	—	—
	側溝・水路の改良(蓋がけ等)			○	
	車乗り入れ防止柵等の改良		整備済 ^{※1}	—	—
	柵・車止め等の移設・改良による歩道の有効幅員の確保		整備済 ^{※2}	—	—
	自動車の速度抑制措置による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保	公安・道路	整備済 ^{※2}	—	—
誘導ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの敷設	道路	整備済 ^{※1}	—	—
障害物等	不法駐車車両の撤去	公安	継続実施	—	→
	不法駐輪車両の撤去	公安・道路	継続実施	—	→
	商品・看板のはみ出しに対する指導及び撤去	公安・道路	継続実施	—	→
歩道の新設(都市計画道路等)		道路	整備済 ^{※2}	—	—
既設 跨線 人道橋	改良による通路有効幅員の確保	道路		○	
	エレベーターの設置			○	
	通路・階段両側に2段手すりの設置			○	
	視覚障害者誘導用ブロックの敷設			○	

※1 旧基本構想(平成14年度)に基づき整備完了

※2 旧基本構想(平成22年度)及び旧基本構想【別冊】(平成28年度)に基づき整備完了

④ 信号、交通規制に関する整備メニュー

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標	
				短期 (～R7)	長期 (R8～)
既設信号	歩行者青時間の延長等の改良	公安	整備済 ^{※2}	—	—
	主要交差点に音響信号設置		整備済 ^{※2}	—	—
交通規制等による歩行空間の確保			→	○	

※2 旧基本構想（平成22年度）及び旧基本構想【別冊】（平成28年度）に基づき整備完了

⑤ 都市公園に関する整備メニュー

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標	
				短期 (～R7)	長期 (R8～)
通路等	出入口・園路の段差の解消	公園	整備済 ^{※2}	—	—
	休憩施設(ベンチ等)の設置		整備済 ^{※2}	—	—
トイレ	障害者用トイレの設置・改善		整備済 ^{※2}	—	—
案内表示	わかりやすい案内板の設置・改良		整備済 ^{※2}	—	—

※2 旧基本構想（平成22年度）及び旧基本構想【別冊】（平成28年度）に基づき整備完了

⑥ 建築物に関する整備メニュー

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標	
				短期 (～R7)	長期 (R8～)
駐車場	障害者用駐車スペースの設置	建築	継続実施※4	——	▶
通路等	出入口・通路の段差解消		継続実施※4	——	▶
	障害者が利用しやすい出入口の設置		継続実施※4	——	▶
	障害者が利用しやすい通路幅員の確保		継続実施※4	——	▶
階段	手摺りの設置		継続実施※4	——	▶
	滑り止め・蹴込板の設置		継続実施※4	——	▶
トイレ	障害者用トイレの設置		継続実施※4	——	▶
エレベーター	エレベーターの設置		継続実施※4	——	▶
	障害者が利用しやすい操作盤の設置		継続実施※4	——	▶
誘導ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの敷設		継続実施※4	——	▶
案内表示	施設内設備への標識設置		継続実施※4	——	▶
	点字案内板の設置		継続実施※4	——	▶

※4 ハートビル法に基づき整備完了。今後も基準を満たすよう維持する。

(3) JR 網干駅周辺地区

① 鉄道駅舎の整備メニュー

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標		
				短期 (～R7)	長期 (R8～)	
移動施設	改札内エレベーター設置	交通	整備済 ^{※1}	—	—	
	階段に2段手すりの設置			—	—	
	階段・段鼻の識別表示			—	—	
情報案内施設	視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良			—	—	
	点字案内板の設置			—	—	
	音声誘導設備の設置			—	—	
	運行情報等文字表示案内設備の設置			—	—	
主要施設への案内サインの設置・改良	主要施設への案内サインの設置・改良			—	—	
	多機能トイレの設置			—	—	
				トイレの点字案内板等の設置	—	—
ベンチ等休憩施設の設置	ベンチ等休憩施設の設置			—	—	
	個別施設			幅広タイプの改札口の設置	整備済 ^{※2}	—
ホーム端等の転落防止柵等の設置				整備済 ^{※1}	—	—
車いす使用者が利用しやすい券売機の設置					—	—
緊急時の対応設備の整備		—	—			

※1 旧基本構想（平成14年度）に基づき整備完了

※2 旧基本構想（平成22年度）及び旧基本構想【別冊】（平成28年度）に基づき整備完了

② 道路等の整備メニュー（南側）

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標	
				短期 (～R7)	長期 (R8～)
誘導ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良	道路	整備済 ^{※1}	—	—
障害物等	不法駐車車両の撤去	公安	継続実施	—	→
	不法駐輪車両の撤去	公安・道路	継続実施	—	→
	商品・看板のはみ出しに対する指導及び撤去	道路	継続実施	—	→
エレベータの設置(自由通路)		道路	整備済 ^{※1}	—	—
歩道の新設(南側駅前広場等)		道路			○

※1 旧基本構想（平成14年度）に基づき整備完了

③ 道路等の整備メニュー（北側）

整備項目	事業主体	整備状況	整備目標	
			短期 （～R7）	長期 （R8～）
歩道の新設（都市計画道路）	道路		○	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設（都市計画道路）			○	

④ 駅前広場（北）の整備メニュー

整備項目	事業主体	整備状況	整備目標	
			短期 （～R7）	長期 （R8～）
駅前広場 （北）	道路		→	○
			→	○
			→	○
			→	○
			→	○
			→	○
			→	○
			→	○

⑤ 建築物に関する整備メニュー

整備項目	事業主体	整備状況	整備目標	
			短期 （～R7）	長期 （R8～）
駐車場	建築	継続実施 ^{※4}	→	→
通路等		継続実施 ^{※4}	→	→
		継続実施 ^{※4}	→	→
		継続実施 ^{※4}	→	→
誘導ブロック		継続実施 ^{※4}	→	→
案内表示		継続実施 ^{※4}	→	→
		継続実施 ^{※4}	→	→

※4 ハートビル法又はバリアフリー法に基づき整備完了。今後も基準を満たすよう維持する。

(4) 山陽電鉄白浜の宮駅周辺地区

① 鉄道駅舎等の整備メニュー

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標	
				短期 (～R7)	長期 (R8～)
移動施設	改札内エレベーター設置	交通	整備済 ^{※2}	—	—
	階段に2段手すりの設置		整備済 ^{※2}	—	—
情報案内施設	視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良		整備済 ^{※2}	—	—
	音声誘導設備の設置		整備済 ^{※2}	—	—
	主要施設への案内サインの設置		整備済 ^{※2}	—	—
利便施設	多機能トイレの設置		整備済 ^{※2}	—	—
	一般用トイレの改良		整備済 ^{※2}	—	—
	トイレの点字案内板等の設置		整備済 ^{※2}	—	—
個別施設	緊急時の対応設備の整備		整備済 ^{※2}	—	—

※2 旧基本構想（平成22年度）及び旧基本構想【別冊】（平成28年度）に基づき整備完了

② 道路等の整備メニュー

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標	
				短期 (～R7)	長期 (R8～)
既設道路	歩道の舗装面の改善	道路	整備済 ^{※2}	—	—
	歩道の縦断勾配の改善		整備済 ^{※2}	—	—
	歩道の横断勾配の改善		整備済 ^{※2}	—	—
	グレーチングの改良		整備済 ^{※2}	—	—
	歩道の段差の改善		整備済 ^{※2}	—	—
	歩道の拡幅		整備済 ^{※2}	—	—
	横断防止柵の設置		整備済 ^{※2}	—	—
	柵・車止め等の移設・改良による歩道の有効幅員の確保		整備済 ^{※2}	—	—
	自動車の速度抑制措置による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保	公安・道路	整備済 ^{※2}	—	—
誘導ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良	道路	整備済 ^{※2}	—	—
障害物等	不法駐車車両の撤去	公安	継続実施	→	→
	不法駐輪車両の撤去	公安・道路	継続実施	→	→
	商品・看板のはみ出しに対する指導及び撤去	道路	継続実施	→	→
	植栽帯・電柱等の障害物の撤去・移設・改善	道路	整備済 ^{※2}	—	—
歩道の新設	道路	整備済 ^{※2}	—	—	
エレベーターの設置(歩道橋)		整備済 ^{※2}	—	—	
歩道橋への照明の設置		整備済 ^{※2}	—	—	
歩道橋の階段・段鼻の識別表示		整備済 ^{※2}	—	—	
	バス停・タクシー乗り場等の案内表示	交通	整備済 ^{※2}	—	—
	照明灯の設置	道路	整備済 ^{※2}	—	—

※2 旧基本構想（平成22年度）及び旧基本構想【別冊】（平成28年度）に基づき整備完了

※3 旧基本構想（平成22年度）及び旧基本構想【別冊】（平成28年度）に基づき一部整備完了

③ 駅前広場の整備メニュー

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標	
				短期 (～R7)	長期 (R8～)
駅前広場	バス乗降場の設置	道路	整備済 ^{※2}	—	—
	タクシー乗降場の設置		整備済 ^{※2}	—	—
	自家用車乗降場の設置		整備済 ^{※2}	—	—
	障害者用駐停車施設の設置		整備済 ^{※2}	—	—
	横断歩道橋の架設(架替え)		整備済 ^{※2}	—	—
	通路有効幅員の確保		整備済 ^{※2}	—	—
	通路・階段両側に2段手すりの設置		整備済 ^{※2}	—	—
	エレベーターの設置(歩道橋)		整備済 ^{※2}	—	—
	視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良		整備済 ^{※2}	—	—
	駐輪場の整備		整備済 ^{※2}	—	—
	ベンチ等休憩施設、照明施設の設置		整備済 ^{※2}	—	—
	誰にでも分かりやすい主要施設への案内サインの設置		整備済 ^{※2}	—	—

※2 旧基本構想(平成22年度)及び旧基本構想【別冊】(平成28年度)に基づき整備完了

④ 信号、交通規制に関する整備メニュー

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標	
				短期 (～R7)	長期 (R8～)
交通規制等による歩行空間の確保		公安		→	○

⑤ 建築物に関する整備メニュー

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標	
				短期 (～R7)	長期 (R8～)
駐車場	障害者用駐車スペースの設置	建築	継続実施 ^{※4}	→	→
	出入口・通路の段差解消		継続実施 ^{※4}	→	→
通路等	障害者が利用しやすい出入口の設置		継続実施 ^{※4}	→	→
	障害者が利用しやすい通路幅員の確保		継続実施 ^{※4}	→	→
階段	手摺りの設置		継続実施 ^{※4}	→	→
	滑り止め・蹴込板の設置		継続実施 ^{※4}	→	→
トイレ	障害者用トイレの設置		継続実施 ^{※4}	→	→
エレベーター	エレベーターの設置		継続実施 ^{※4}	→	→
	障害者が利用しやすい操作盤の設置		継続実施 ^{※4}	→	→
誘導ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの敷設		継続実施 ^{※4}	→	→
案内表示	施設内設備への標識設置		継続実施 ^{※4}	→	→
	点字案内板の設置		継続実施 ^{※4}	→	→

※4 ハートビル法に基づき整備完了。今後も基準を満たすよう維持する。

(5) 山陽電鉄夢前川駅周辺地区

① 鉄道駅舎等の整備メニュー

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標	
				短期 (～R7)	長期 (R8～)
移動施設	改札内エレベーター設置	交通		○	
	階段両側に2段手すりの設置			○	
	階段・段鼻の識別表示			○	
情報案内施設	点字案内板の設置			○	
	音声誘導設備の設置			○	
利便施設	多機能トイレの設置			○	
個別施設	車いす使用者が利用しやすい券売機の設置			○	
	南側改札口の整備		○		

② 駅前広場の整備メニュー

<山陽電鉄夢前川駅>

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標	
				短期 (～R7)	長期 (R8～)
駅前広場 (南)	タクシー乗降場の設置	道路		○	
	自家用車乗降場の設置	道路		○	
	障害者用駐停車施設の設置	道路		○	
	視覚障害者誘導用ブロックの敷設	道路		○	
	照明施設の設置	道路		○	

③ 道路等の整備メニュー

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標	
				短期 (～R7)	長期 (R8～)
歩道の新設(新設道路)		道路		○	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良		道路		○	

④ 信号、交通規制に関する整備メニュー

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標	
				短期 (～R7)	長期 (R8～)
横断歩道の設置		公安・道路		○	

⑤ 建築物に関する整備メニュー

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標	
				短期 (～R7)	長期 (R8～)
駐車場	障害者用駐車スペースの設置	建築	継続実施 ^{※4}	→	→
通路等	出入口・通路の段差解消		継続実施 ^{※4}	→	→
	障害者が利用しやすい出入口の設置		継続実施 ^{※4}	→	→
	障害者が利用しやすい通路幅員の確保		継続実施 ^{※4}	→	→
	階段		手摺りの設置	継続実施 ^{※4}	→
階段	滑り止め・蹴込板の設置		継続実施 ^{※4}	→	→
	トイレ		障害者用トイレの設置	継続実施 ^{※4}	→
エレベーター	エレベーターの設置		継続実施 ^{※4}	→	→
	障害者が利用しやすい操作盤の設置		継続実施 ^{※4}	→	→
誘導ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの敷設		継続実施 ^{※4}	→	→
案内表示	施設内設備への標識設置		継続実施 ^{※4}	→	→
	点字案内板の設置		継続実施 ^{※4}	→	→

※4 ハートビル法又はバリアフリー法に基づき整備完了。今後も基準を満たすよう維持する。

(6) 車両の整備メニュー

① バス車両の整備メニュー

整備項目		事業主体	整備状況	整備目標	
				短期 (～R7)	長期 (R8～)
ノンステップバスの導入(車両更新時)		交通	継続実施	→	→

【長期的な課題】

① 鉄道駅舎

< J R 姫路駅 >

整備項目		事業主体
移動施設	床面の改良(滑りにくく)	交通
情報案内施設	路線図(運賃表)・料金表等の改良	
	点字案内板の設置	
個別施設	ホームの転落防止柵、可動柵の設置	
	ホームの勾配解消	
	車いす使用者が利用しやすい券売機の設置	
	案内所の設置・乗車券等販売所の改良	

< 山陽姫路駅 >

整備項目		事業主体
情報案内施設	見やすい路線図(運賃表)・料金表等への改良	交通
利便施設	一般用トイレの改良(段差解消等)	
個別施設	車いす使用者が利用しやすい券売機の設置	

< J R 英賀保駅 >

整備項目		事業主体
情報案内施設	見やすい路線図(運賃表)・料金表等への改良	交通
利便施設	一般用トイレの改良	
個別施設	車いす使用者が利用しやすい券売機の設置	
	ホームと車両の段差等の改善	

< J R 網干駅 >

整備項目		事業主体
情報案内施設	見やすい路線図(運賃表)・料金表等への改良	交通
利便施設	一般用トイレの改良	
個別施設	ホームと車両の段差等の改善	

< 山陽電鉄白浜の宮駅 >

整備項目		事業主体
情報案内施設	見やすい路線図(運賃表)・料金表等への改良	交通
	運行情報等文字表示案内設備の設置	
個別施設	ホームの転落防止柵等の設置・改良	
	ホームと車両の段差等の改善	

② 駅前広場

整備項目	事業主体
見やすいバス路線図、時刻表の改良と点字表示	交通

③ 鉄道車両

整備項目	事業主体
1 列車毎に2以上の車いすスペースの設置(車両更新時)	交通
車両内への音声案内・文字による情報案内設備の設置(車両更新時)	

第5章 バリアフリーの実現に向けて

1. 心のバリアフリーの取り組み

バリアフリーの推進にあたっては、旅客施設や道路等のハード面での整備とあわせて、市民一人ひとりがお互いの人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現するためのソフト面での取り組みが必要です。

「心のバリアフリー」とは、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画に記載されているとおり、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを意味しており、当該行動計画においては次の3点が「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして示されています。

- ①障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ②障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

本市では、これまでの取り組みをさらに充実させながら「心のバリアフリー」の推進のため次のような取り組みを展開していきます。

(1) 理解促進に向けた施策の推進（広報・啓発活動等）

- ①広報ひめじ、ホームページでの周知、啓発
 - ・バリアフリーに関する情報を広報ひめじ、ホームページに掲載
- ②民間建築主・事業主に対する啓発
 - ・福祉のまちづくり条例による建築物へのバリアフリー整備の推進
 - ・商品・看板のはみ出し規制のための啓発
- ③高齢者、障害者についての理解を深める啓発
 - ・障害者週間事業（障害理解を深める講演会、啓発活動）
 - ・障害者差別解消法に関する市民向け、事業者向けパンフレットの作成配布
 - ・障害者スポーツの普及啓発
 - ・ヘルプマーク及びヘルプカードの普及啓発
 - ・兵庫ゆずりあい駐車場利用制度の普及啓発
 - ・バリアフリー体験学習
 - ・バリアフリーマップ（Welmap ひめじ）の作成
 - ・姫路市施設のバリアフリー情報の公表

(2) 一人ひとりが実践するための施策の推進

①障害者差別解消法に関する研修の実施

市の業務における障害者差別解消の促進のため、障害者差別解消法に関する市職員研修を行っています。

②福祉教育の実施

心のバリアフリーの意識の醸成には若年層からの教育が重要であるため、小・中学生に対する福祉教育を行っています。

- ・バリアフリー教育（バリアフリー教室等）の実施
- ・聴覚障害者講師による手話教室

③市民への周知・啓発

- ・認知症サポーター講座
- ・高齢者、障害者を対象にした福祉サービス、障害者差別解消法に関する出前講座

④市民活動の支援

- ・NPOやボランティア等への活動支援や連携

事例紹介（学校におけるバリアフリー教室の実施）

身近にある様々なバリアフリーへの理解を深めるとともに、高齢者や障害者に対し自然に声をかけてサポートする「自分たちにもできる『心のバリアフリー』」の促進を目的として「バリアフリー教室」実施しています。

バリアフリー教室の状況



事例紹介（ヘルプマーク・ヘルプカードの普及促進）

ヘルプマークは、外見からは障害の有無が判断しにくい、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方などが、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう東京都が作成したマークで、平成 29 年 7 月には JIS の案内用図記号に採用され、全国に普及が進んでいます。

平成 30 年 1 月から兵庫県がヘルプマークを導入し、県内全域で普及を推進しており、本市においても、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発に努めています。



ヘルプマーク

ヘルプカード

事例紹介（兵庫ゆずりあい駐車場利用制度の実施）

障害のある方や、高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難な方に対して、公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなどの駐車場で「兵庫ゆずりあい駐車場」の案内標示がある駐車区画（対象区画）の利用証を交付する制度です。本市においても制度の利用促進に努めています。



案内標示

利用証

駐車場での設置例

2. 基本構想の進行管理

本基本構想の策定にあたっては、生活関連施設、生活関連経路を利用する当事者である高齢者、障害者等の意見の反映に努めました。本基本構想に基づくバリアフリー化を円滑かつ確実に進めていくため、「構想・計画 (Plan)」「実施 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Action)」のPDCA サイクルを適切に運用し、継続的・段階的にバリアフリー化を推進します。また、それぞれの段階において、当事者をはじめ市民の参画と協働による整備を進めます。

さらに、施設等の利用状況や技術的な進展等を踏まえ、必要に応じた整備メニュー追加・変更や、重点整備地区以外の地区での取り組みを展開していきます。

3. 重点整備地区以外の地区での取り組み

重点整備地区に設定された地区以外でも、旅客施設や周辺道路等のバリアフリー化を進めていく必要があります。

これまで、J R 溝口駅や J R 香呂駅の既設駅では、周辺道路やスロープ付き改札口等の整備が順次行われています。

山陽電鉄飾磨駅は改札口が南側にしかないため、駅北側からのアクセス向上のため、鉄道事業者と共同で北改札口の整備に取り組んでいます。

山陽電鉄大塩駅では鉄道事業者による駅舎の橋上化等の構造の改良に併せ、歩道橋や歩道の整備を行い、駅舎や周辺道路のバリアフリー化を図っています。

また、J R 姫路駅と J R 英賀保駅の間に開業予定の新駅についても同様に駅舎や周辺道路のバリアフリー化が図られる予定です。

今後は、目標年次までの限られた期間の中で、基本構想にとりあげた5地区の重点整備地区について先行してバリアフリー化を図るとともに、重点整備地区に設定された地区以外についても諸課題を整理し、公共交通事業者や関係行政機関とも協議し、バリアフリー化の方策を検討していきます。

参考：J R 溝口駅のバリアフリー化の状況



参考：J R 香呂駅のバリアフリー化の状況



参考：山陽電鉄飾磨駅のバリアフリー化の状況



参考：山陽電鉄大塩駅イメージ図



付 属 資 料

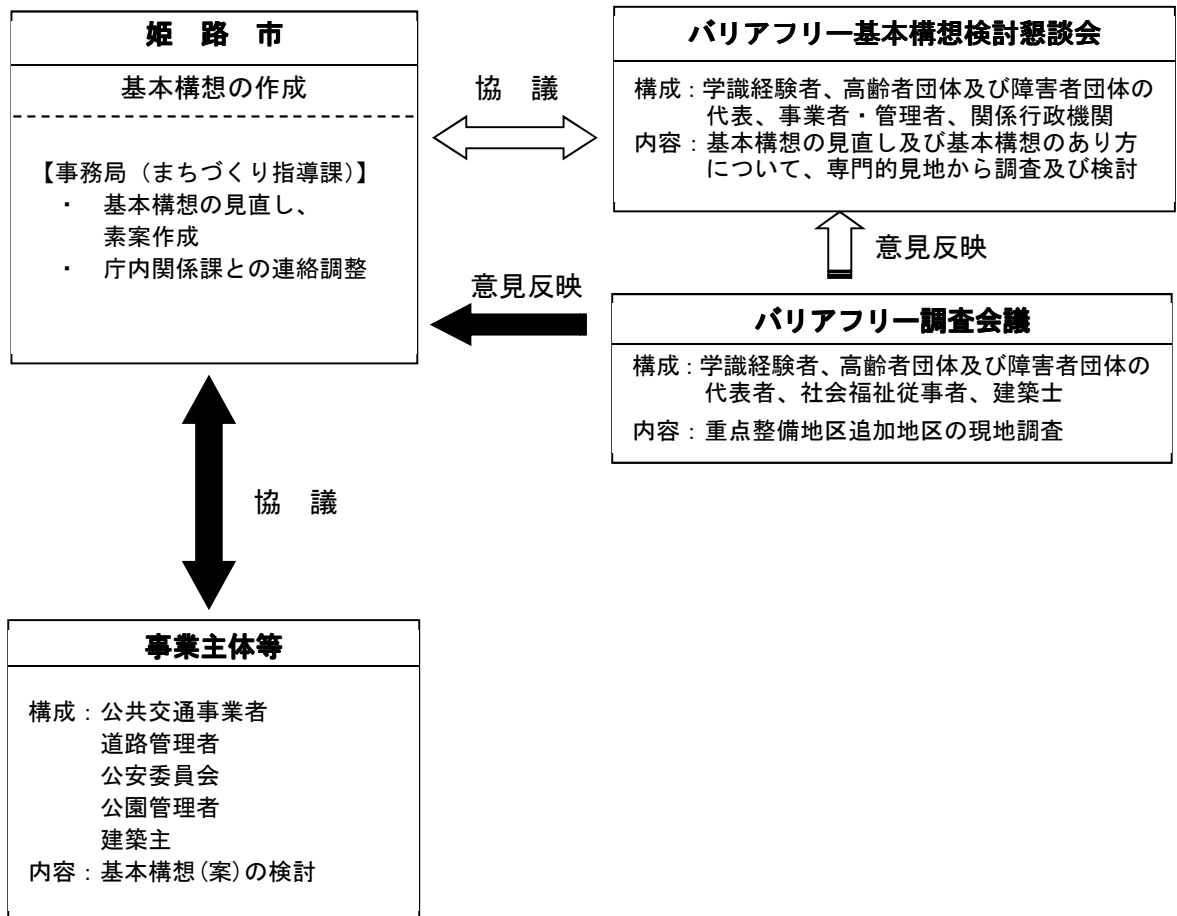
- ・用語解説
- ・姫路市バリアフリー基本構想検討組織関係図
- ・姫路市バリアフリー基本構想(改定版)策定フロー
- ・姫路市バリアフリー基本構想検討懇談会 開催要領
- ・姫路市バリアフリー基本構想検討懇談会 委員名簿
- ・姫路市バリアフリー調査会議 開催要領
- ・姫路市バリアフリー調査会議 出席者一覧
- ・姫路市バリアフリー調査会議 現地調査の実施状況

用語解説

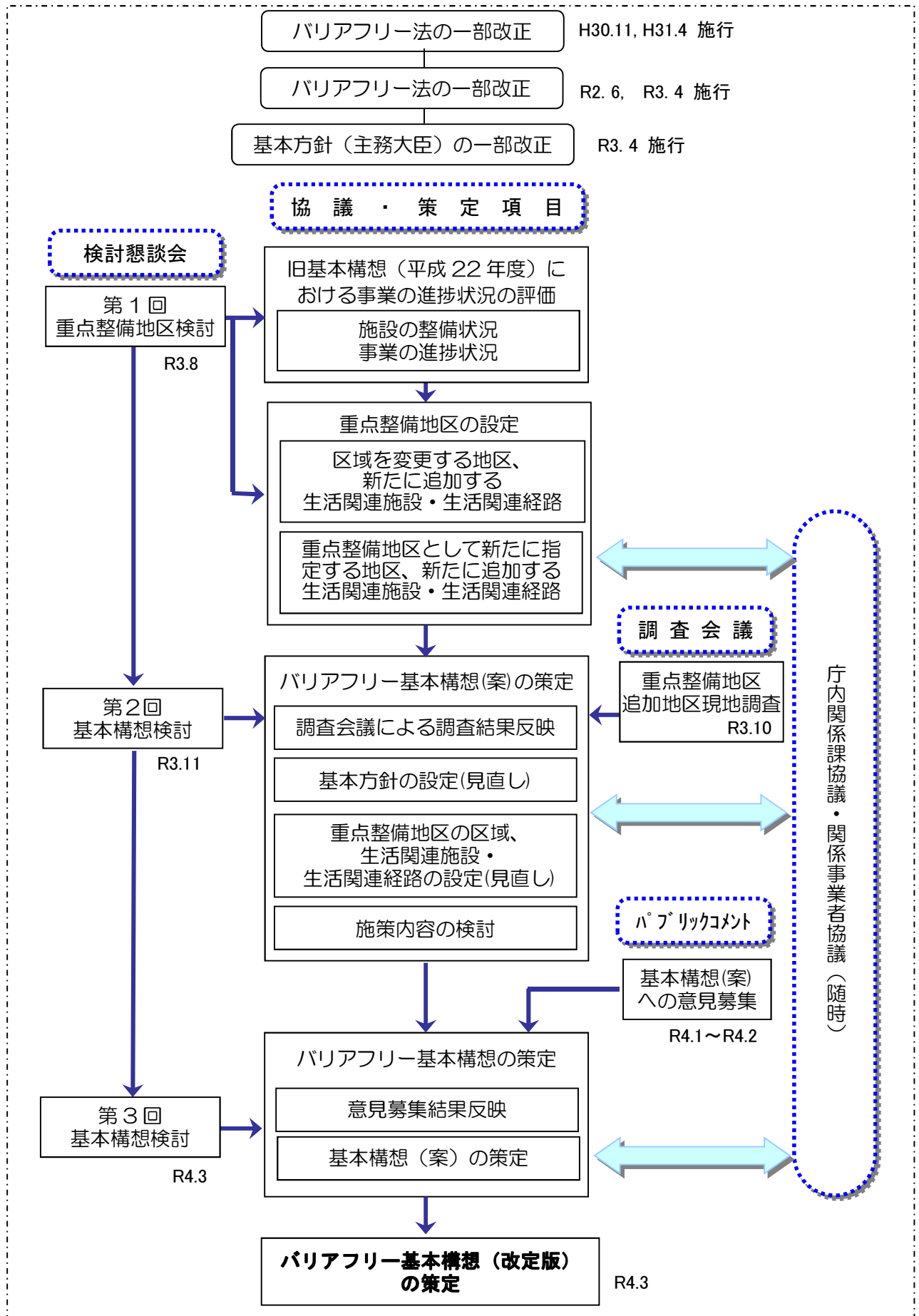
	用語	解説
あ行	アクセス	ある地点までの経路、または交通手段等のこと。
	アクセシビリティ	施設やサービスが、高齢者や障害者など、誰もが利用できるような作りになっているかを示す概念。
	移動等円滑化	高齢者や障害者等の移動や、施設の利用の際に係る身体の負担を軽減し、その移動経路上または施設の利用上の利便性や安全性を向上させること。
	移動等円滑化基準	国が定めるバリアフリー化の基準で、車両や施設などの新設または改良時に義務づけられるバリアフリー化の措置を規定したもの。公共交通移動等円滑化基準、路外駐車場移動等円滑化基準、建築物移動等円滑化基準、都市公園移動等円滑化基準、道路移動等円滑化基準がある。
	エスコートゾーン	横断歩道を利用する視覚障害者に対し、安全で利便性を高めるために設置する突起帯で、横断方向を定める役割を果たす。視覚障害者用道路横断帯。
	横断勾配	道路、歩道等の幅方向（進行方向に対し垂直）の勾配（傾き）。
	オストメイト	直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障害（内部障害）を負い、腹部などに排泄のための開口部[ストーマ（人工肛門・人工膀胱）]を造設した人のこと。
か行	協働	複数の主体が、目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。
	輝度比	ものの明るさの対比を数値で表したもの。
	心のバリアフリー	高齢者、障害者等の自立した生活を確保することの必要性について理解を深め、視覚障害者誘導用ブロックへの駐輪や障害者用駐車スペースへの駐車等による施設利用等を妨げる行為をしないこと、また、必要に応じて手助けすること等の支援により、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設利用の確保に積極的に協力すること。
	高齢化率	総人口に対する 65 歳以上の人口の割合。
さ行	視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）	視覚障害のある人が歩行する際、足の裏の触感覚や、白杖によりその存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロック。
	自由通路	駅構内改札外の通路で、鉄道と交差し、歩行者や自転車の交通の用に供する道路又は通路等のこと。
	縦断勾配	道路、歩道等の進行方向の勾配（傾き）。
	生活関連経路	生活関連施設相互間の経路のこと。
	生活関連施設	高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設のこと。

	用語	解説
さ行	ソフト	人、システム、制度など主に運用に関するもの。それに対しハードとは道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。整備のバリアフリーに対して、人々の心のバリアフリーのことを「ソフトのバリアフリー」という。
た行	多機能トイレ 多目的トイレ	障害のある人、高齢者、妊産婦、乳幼児を連れた人等、だれもが円滑に利用できる構造のトイレで、オストメイト(人工肛門や人工膀胱を利用して)いる方)用の洗浄器や乳幼児用ベビーベッドなどの機器を備えたもの。「だれでもトイレ」などとも言われる。
	特定事業	公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業をいう。特定旅客施設・特定車両、道路、特定路外駐車場、都市公園、特別特定建築物、交通安全施設などにおける移動等円滑化のために必要な設備の整備又は教育啓発活動の実施に関する事業。
	都市公園	都市計画法に規定する都市計画施設である公園もしくは緑地、または都市計画区域内において設置する公園もしくは緑地で、地方公共団体が設置するもの。または国が設置する公園もしくは緑地(国立公園や国定公園は含まない)。
な行	内部障害	身体障害者福祉法で規定する身体障害のひとつ。心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸の機能障害で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度のもをいう。
	ノンステップバス	障害者や高齢者でも乗り降りしやすいように、床面を約 30cm 程度まで下げて乗降口のステップ(階段)をなくしているバス車両のうち、出入口に段差がないもの。
は行	ハード	ハードとは道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。それに対しソフトとは人、システム、制度など主に運用に関するもの。
	バリアフリー	高齢者や障害のある人などが社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。
	ピクトグラム	「絵文字」「絵ことば」と呼ばれる図記号。何らかの情報や注意を示すために示される視覚表示の一つ。「ピクト」と省略して呼ばれることもある。
や行	ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人が利用しやすいよう製品や建物、生活空間を設計する考え方。
ら行	路外駐車場	道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設で、時間貸駐車または無料で不特定多数の利用者が駐車できるもの。月極駐車場は路外駐車場に該当しない。
わ行	ワンステップバス	ノンステップバス同様に路面から車両床面までの高さを低くしたバスで、車両出入口に1段だけ段差があるもの。

姫路市バリアフリー基本構想検討組織関係図



姫路市バリアフリー基本構想(改定版)策定フロー



姫路市バリアフリー基本構想検討懇談会開催要領

令和 3年 4月 27日

1 目的

姫路市バリアフリー基本構想検討懇談会（以下「懇談会」という。）は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第25条第1項に規定する基本構想（以下「基本構想」という。）の見直し及び基本構想のあり方について、法の趣旨に基づき、専門的見地から調査及び検討を行うために開催する。

2 検討事項

懇談会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 基本構想の見直し方針
- (2) 基本構想のあり方（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）
- (3) その他基本構想について必要な事項

3 構成員

懇談会は、次に掲げる者のうちから市長が指名した者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者団体及び障害者団体の代表
- (3) 公共交通事業者
- (4) 道路管理者、公園管理者及びその他施設設置管理者
- (5) 公安委員会
- (6) 関係行政機関
- (7) その他市長が適当と認める者

4 運営

- (1) 懇談会に座長を置き、市長が指名する。
- (2) 座長は、懇談会の会務を総理する。
- (3) 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- (4) 懇談会の会議は、市長が招集する。
- (5) 座長は、懇談会での検討に必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 その他

- (1) 懇談会の庶務は、まちづくり指導課において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

姫路市バリアフリー基本構想検討懇談会 委員名簿

(敬称略・順不同)

区分	所属	肩書	氏名	備考
学識経験者	明石工業高等専門学校	教授	大塚 毅彦	座長
	関西福祉大学	准教授	萬代 由希子	
高齢者団体・ 障害者団体等 代表	姫路市老人クラブ連合会	副会長	酒見 宣子	
	特定非営利活動法人 姫路市身体障害者福祉協会	理事長	田中 環	
	特定非営利活動法人 姫路自立生活支援センター	副理事長	廣内 一全	
	特定非営利活動法人 姫路地区手 をつなぐ育成会	副理事長	外川 義広	
公共交通事業者	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 地域共生室	担当室長	井上 典彦	
	山陽電気鉄道株式会社 鉄道事業本部	取締役執行役員 鉄道事業本部長	増田 隆治	
	神姫バス株式会社 姫路営業所	姫路営業所長	池田 広幸	
公安委員会	姫路警察署	交通官	橋本 憲明	
道路管理者、 公園管理者、 その他施設設置 管理者	兵庫県中播磨県民センター 姫路土木事務所 道路第2課	課長	徳久 三郎	
	姫路市 建設局 道路管理部	部長	黒林 寛治	
	姫路市 建設局 道路建設部	部長	門口 亮一	
	姫路市 建設局 公園部	部長	澤田 勝也	
	姫路市 都市局 市街地整備部	部長	河股 圭三	
	姫路市 都市局 交通計画室	室長	柴田 桂太	
関係行政機関	姫路市 健康福祉局 保健福祉部	部長	山本 聡	
	姫路市 健康福祉局 長寿社会支援部	部長	笹井 誠	
	姫路市 都市局 まちづくり部	部長	加藤 賢一郎	

姫路市バリアフリー調査会議開催要領

平成29年 9月26日

(目的)

第1条 この要領は、誰もが安全で安心して快適に移動できるまちづくりを推進するにあたり、高齢者及び障害者等の参画と協働のもと、道路や公園、駅舎等の公共施設のバリアフリー整備について意見を求めるための姫路市バリアフリー調査会議（以下「調査会議」という。）の開催に関し必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第2条 調査会議は、関係行政機関及び公共交通事業者等が実施するバリアフリー整備に関する事業について調査をし、話し合うものとする。

(組織)

第3条 調査会議は、次に掲げる者のうちから参集を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者団体及び身体障害者団体の代表者
- (3) 社会福祉従事者
- (4) 建築士

(意見又は説明の聴取)

第4条 調査会議は、必要があると認めるときは、会議に関係行政機関及び公共交通事業者等の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第5条 調査会議の事務局は、都市局まちづくり推進部まちづくり指導課において行う。

(意見の取扱)

第6条 事務局は、調査会議において出された意見を必要に応じて関係行政機関及び公共交通事業者等に伝えるものとする。

附 則

この要領は、決裁日から施行する。

令和3年度 姫路市バリアフリー調査会議 出席者一覧

(敬称略・順不同)

氏名	団体名	備考
大塚 毅彦	明石工業高等専門学校	学識経験者
萬代 由希子	関西福祉大学	学識経験者
黒田 佳那	姫路市社会福祉協議会	社会福祉士
田中 環	NPO 法人姫路市身体障害者福祉協会	
塩見 孝子	NPO 法人姫路市身体障害者福祉協会	
守谷 嘉之	NPO 法人姫路市身体障害者福祉協会	
外川 義広	NPO 法人姫路地区手をつなぐ育成会	
廣内 一全	NPO 法人姫路自立生活支援センター	
酒見 宣子	姫路市老人クラブ連合会	
尾ノ井有佳子	兵庫県建築士会姫路支部	建築士
中川 靖敏	姫路市立書写養護学校	学校関係者

令和3年度 姫路市バリアフリー調査会議 現地調査の実施状況

開催日時 2021年10月8日(金) 午後1時30分～4時00分

現地調査箇所 (1) JR姫路駅・山陽姫路駅周辺地区、(2) 山陽電鉄夢前川駅周辺地区

(1) JR姫路駅・山陽姫路駅周辺地区

① JR京口駅駅舎



② JR京口駅周辺道路



③ すこやかセンター周辺通路 (JR東姫路駅から新県立病院までの経路)



④ アクリエひめじ周辺通路 (JR姫路駅からアクリエひめじまでの経路)



(2) 山陽電鉄夢前川駅周辺地区

⑤ 山陽電鉄夢前川駅駅舎



⑥ 製鉄記念広畑病院周辺計画道路



姫路市バリアフリー基本構想【改定版】

発行日：令和4年(2022年)3月

発行：姫路市

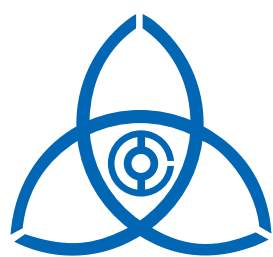
編集：姫路市都市局まちづくり部まちづくり指導課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

TEL 079-221-2540

FAX 079-221-2757

URL https://www.city.himeji.lg.jp/soshiki/9-1-2-0-0_1.html



姐路市